

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

実施方針等に関する質問への回答

平成21年12月

愛知県企業庁

豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施設整備・運営事業
実施方針等に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	1	(1)	オ	(ア)	事業概要	5浄水場及び豊橋南部浄水場における脱水処理施設及び天日乾燥床について、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」第15条産業廃棄物処理施設の設置許可を貴庁にて取得されているとの理解で宜しいでしょうか。また、今回の増設・更新に伴う同法第15条の2による変更申請は事業者範囲との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	1	1	(1)	オ	(ア)	事業概要	豊橋南部浄水場天日乾燥床は能力上「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」第15条産業廃棄物処理施設には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	該当します。
3	実施方針	4	1	(1)	オ	(イ)	脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新の時期	資料6の計画通り実施することとなっておりますが、事業者の提案により実施時期を変更してもよろしいでしょうか？（工事の実施時期を変更することによるコストダウンを検討したいため、質問させていただきました。）	平成30年度以降の更新については、実施時期を資料6に規定する年度より後に変更することも可能とします。ただし、資料6に規定する年度より前に実施することや、複数の更新を同一年度に実施することは不可とします（資料6で平成32年度に更新を予定している2つの脱水機については、資料6に規定する年度より後に実施する場合も同一年度に実施することは可能です。）
4	実施方針	4	1	(1)	オ	(ウ)	a 各種申請業務等	各種申請業務には、廃棄物処理法上の施設設置許可申請、変更許可申請及び届出等は含まれない（県企業庁にておこなう）との理解でよろしいでしょうか？	質問No. 1への回答をご参照ください。
5	実施方針	4	1	(1)	オ	(ウ)	a 脱水処理施設等の増設・更新等業務	「事前調査及びその関連業務」との記載がありますが、その具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	事業者が提案する脱水処理施設等の増設・更新に応じて、必要な調査を全て実施してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
6	実施方針	4	1	(1)	オ	(ウ)	b 警備	警備業務は、公安委員会の認定が必要な警備業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。もしそうであれば、誤解のないよう「保安業務」など他の文言に置き換えていただきますようお願いいたします。	前段はご理解のとおりです。後段はご意見として承ります。
7	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	a 事業範囲	「脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）」には具体的にどのような申請業務を想定されていますか。	事業者が提案する脱水処理施設等の増設・更新に応じて、必要な手続きを全て実施してください。
8	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	a 脱水処理施設等の増設・更新等業務	「工事監理」については、「工事監理者」と「脱水処理施設等の建設に当たる者」が同一となる場合でも問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	a 脱水処理施設等の増設・更新等業務	「竣工後に県企業庁が行う検査等への協力」との記載がありますが、県企業庁様の行われる完工確認への協力のほかに何か想定されているものはありますでしょうか。ある場合には、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	国庫補助申請に必要な申請額の積算根拠、設計図面等の提出や、会計検査等への対応を想定しています。
10	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b 事業範囲	運営・維持管理の開始時期等に関して、以下の点をご教示下さい。 ①事業期間は平成23年4月よりとなっていますが、平成23年4月より「引継計画書」を作成したうえで、県企業庁殿から事業者への引継ぎ業務が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②引継完了はいつ頃までを想定してますでしょうか。 ③引継期間中の運転・維持管理の主体は県企業庁、事業者のどちらになるでしょうか。 ④引継完了後も県企業庁から必要な支援が受けられるとの理解でよろしいでしょうか。	①平成23年3月末までに行います。 ②平成23年3月末を予定しています。 ③県企業庁が主体的に行います。 ④県企業庁が必要と認める範囲で支援します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
11	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	排水処理施設等の運営・維持管理業務	(a)の見出しとして「5浄水場における濃縮施設と脱水処理施設等の運営・維持管理業務」とありますが、濃縮施設については運転業務自体は県企業庁様にて行われ、事業者の事業範囲は(a)以下に規定されておりますようにその運転支援業務に限られるものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	業務内容	(a)に「脱水処理施設等の維持管理」とありますが、修理や交換の実施時に、監理技術者の配置は求められるのでしょうか。	監理技術者の配置は必要ありません。
13	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	業務内容	(a)に「警備」とありますが、警備業法上の資格は求められないと言う認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	脱水処理施設等の運営・維持管理業務	警備は「警備業法」の適用外との理解で宜しいでしょうか。 現在の県企業庁殿による警備業務内容を御教示御願います。	前段はご理解のとおりです。後段は、県企業庁から脱水機の運転管理業務を受託している愛知水と緑の公社の職員が脱水機棟等の建屋出入り口の施錠を行っています。
15	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	事業範囲	「濃縮施設の運転支援」の具体的な内容を御教示ください。 また濃縮汚泥濃度管理は企業庁殿の所掌ですか。	濃縮施設の運転支援の内容は、要求水準書（案）p.31（6）をご参照ください。また、現在の濃縮施設の運転状況は、入札説明書等で示す予定です。なお、濃縮汚泥濃度の管理は、県企業庁が行います。
16	実施方針	5	1	(1)	キ			事業スケジュール（予定）	ケーキヤード等の整備について、5浄水場及び豊橋南部浄水場の整備時期を御教示願います。	平成23年度中に速やかに整備してください。
17	実施方針	6	1	(1)	キ	(ウ)		5浄水場における濃縮施設と脱水処理施設等の運営・維持管理	平成23年4月～平成43年3月とありますが、事業者から県企業庁への引継期間はこれに含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	実施方針	6	1	(1)	キ	(ウ)		5浄水場における濃縮施設と脱水処理施設等の運営・維持管理	平成23年4月～平成43年3月とありますが、要求水準書（案）36頁に平成23年9月末日までに産業廃棄物処理業の許可を受けることとあります。本事業の実施と処理業許可取得の関係について教示ください。	産業廃棄物処理業の許可は、平成23年4月1日までに取得してください。実施方針を修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
19	実施方針	6	1	(1)	キ	(ウ)		脱水処理施設等の増設・更新等業務運営・維持管理	事業契約締結から事業運営開始迄2ヶ月弱と短い期間ですが、「産業廃棄物処理施設借受け許可」申請の提出期間等について、環境部局との合意を得られているとの解釈で宜しいでしょうか。	合意は得られていません。なお、書類等に不備がなければ営業日40日程度で取得可能と考えています。
20	実施方針	6	1	(1)	キ	(オ)		脱水ケーキの再生利用	事業スケジュール（予定）として（ウ）及び（エ）は「平成23年4月～」とされておりますが、「廃掃法」第14条の「産業廃棄物処理業」を事業運営開始時に未取得でもケーキの管理及びケーキ搬出は同法上問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 18への回答をご参照下さい。
21	実施方針	6	1	(1)	ク	(ア)		脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価	「平成30年以降における脱水処理施設～全額一時支払金として支払う」とありますが、具体的にどのように支払われるのかご教授願います。	実施方針の資料7の2. (1)をご参照ください。詳細は入札説明書等で示す予定です。
22	実施方針	6	1	(1)	ク	(イ)		排水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価	近隣の市町から水道汚泥の引取について以下の点をご教示ください。 ①近隣市町からの要請がある見込みについて（現状でそのような要請があるのか、又は県企業庁から働きかけをする予定があるのか等） ②近隣市町からの要請は事業者の判断でお断りできるでしょうか。 ③これまでに引取の実績の有無、もしあれば、その引取の状況及び条件（具体的な市町村名、引取時期、引取単価、引取量、引取頻度等） ④収集運搬は廃掃法上の収集運搬業務に該当するでしょうか。 ⑤近隣市町からの引取は、提案事項ではなく（従って、提案の評価に影響しない）、事業者が事業を開始してから運転実績や引取条件等を確認した上で、引き取ることも可能であるという意味でよろしいでしょうか？	①本事業の対象となる三河地域では、見込みはありません。 ②ご理解のとおりです。 ③本事業の対象となる三河地域では、実績はありません。なお、他の地域では、尾張西部浄水場において、春日井市から年間約1,000m ³ の汚泥を引き受けています。引取単価については、県企業庁から脱水機の運転管理業務を受託している愛知水と緑の公社の規定に基づいています。 ④ご理解のとおりです。 ⑤ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
23	実施方針	6	1	(1)	ク	(イ)	排水処理施設等の運営・維持管理業務等に係る対価	「近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合」とありますが、引き取りは事業者の義務ではなく、事業者が任意に行うものとの理解でよろしいでしょうか。また、県企業庁様において引き取りをされた実績及び将来的な引き取り見込みがお有りであれば、引き取りの相手方、引き取り量等をご開示いただけませんか。	前段はご理解のとおりです。後段は質問No. 22への回答をご参照ください。
24	実施方針	6	1	(1)	ク	(イ)	近隣の市町から水道汚泥の引き取り	近隣の市町からの水道汚泥の引き取りは、SPCが直接要請を受け、引き取りの可否を判断するとの理解で宜しいでしょうか。県企業庁様からの依頼事項では無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	6	1	(1)	ク	(イ)	排水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価	「予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合～」とありますが、予測できない事由とは具体的にどのような事由を想定されておりますでしょうか。	県企業庁が、本事業の入札に際して公表する資料、及び本事業の運営・維持管理業務を開始するにあたって事業者へ提供する資料から、事業者が合理的に想定できなかった修繕及び機器・部品の交換については、県企業庁はこれにより事業者が生じた増加費用及び損害を負担するものとし、したがって、関係者協議会において、上記の要件を満たす場合を、事業者の予測できない事由であると判断することとします。詳細については、事業契約書（案）で示す予定です。
26	実施方針	7	1	(2)	ウ		特定事業の選定結果の評価	選定結果の評価については、PSCやPFIのLCC、VFM等の数値は公表されるとの認識でよろしいでしょうか？	公表する内容は検討中です。
27	実施方針	8	2	(2)			選定の手順及びスケジュール	本事業における総事業費の公表はいつでしょうか。本格的な検討作業に入る判断材料として必要なため早期の公表を要望します。	予定価格については、入札説明書等で示す予定です。
28	実施方針	8	2	(2)			選定の手順及びスケジュール	契約書(案)の公表はいつでしょうか。事業参画を判断する上で重要な書類と考えておりますので、入札公告前の公表と質疑応答の実施を要望します。また、仮に入札公告時の公表であった場合でも、質問回答の結果、内容が変更されることもあるとの理解でよろしいでしょうか？	事業契約書（案）は、入札公告時に公表する予定です。なお、質問回答の結果に応じ、入札条件の変更に該当しない範囲において、修正することもあります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
29	実施方針	8	2	(2)			選定の手順及びスケジュール	⑱基本協定の締結～⑳事業契約の締結まで3ヶ月の期間がありますが、この間に契約内容についての協議と必要な修正が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	11	2	(4)	ア		構成員の資格	本PFI事業では、実施方針で規定される参加要件を満たす企業であれば、事業者より各業務を受託しない企業も構成員となることが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針p.11 (4) アとウの要件を満たす場合は、事業者から、要求水準書(案) p.5に示す業務を受託しない企業についても、構成員となることは可能です。
31	実施方針	11	2	(4)	ア		応募者等の参加要件	事業者(SPC)から直接業務(脱水処理施設等の増設・更新等業務、運営・維持管理業務)を受託せず、SPCに対して出資のみを行う企業は、構成員として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施方針	11	2	(4)	ア		応募者等の参加要件	資金の貸付のみ(脱水処理施設等の増設・更新等業務、運営・維持管理業務の各業務を担当せず、事業者に対する資金の貸付のみ)を行う者(企業)は、応募グループの協力企業として、本事業に応募する参加資格を有するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針	11	2	(4)	ア		応募者の参加条件	「・・・他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとする。」とありますが、応札に参加し落札できなかった企業が、落札者のグループ構成員及び協力会社から物品販売・下請として一部の建設や維持管理の受注は可能であるとの理解でよろしいでしょうか？	事業者から、直接、受託し、又は、請け負わなければ可能です。
34	実施方針	11	2	(4)	ア		応募者の参加条件	「・・・企業名及び関わる業務を明記すること。・・・」ありますが、一つの業務を分担する場合、複数の企業名を記載するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針	11	2	(4)	ア		参加要件	構成員又は協力企業の下請けとして参画する場合は、複数グループに参加することは可能でしょうか？	可能です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
36	実施方針	11	2	(3)	セ		入札の取りやめ等	「・・・競争性が担保されないと認められない場合・・・」とありますが、どのようなケースを想定されてますでしょうか？また、応札者が1者の場合でも入札が成立するのでしょうか？	地方自治法など関係する法令等に照らして、県企業庁が総合的に判断します。なお、応札者が1者の場合でも入札は成立します。
37	実施方針	12	2	(4)	ア		応募者等の参加要件	「事前調査及びその関連業務」、「生活環境影響調査」、「各種申請業務等」、「工事監理」の各業務のみを担当する者(企業)は、応募グループの協力企業として、本事業に応募する参加資格を有するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針p. 11 (4) アとウの要件を満たす場合は可能です。
38	実施方針	12	2	(4)	ア	(イ)	応募者等の参加要件	「指名停止の措置を受けていないこと」の対象期間はいつからいつまででしょうか。また指名停止期間が短期の場合や、指名停止になった理由に悪質性が低い場合は、県企業庁の判断により決定するとの内容に変更頂けないでしょうか。	「指名停止の措置を受けていないこと」の対象期間は、実施方針p. 13ウに示すとおり、資格審査通過時点から落札者決定前までです。後段については、原案のとおりとします。
39	実施方針	12	2	(4)	イ		応募者の資格要件	「・・・なお、複数の用件を満たす者は該当複数の業務を実施できる・・・」ありますが、資格要件を満たしていれば、設計・建設・運営・維持管理業務をSPCより一括して請け負うことが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	12	2	(4)	イ		応募者等の資格要件	「事前調査及びその関連業務」、「生活環境影響調査」、「各種申請業務等」、「工事監理」の各業務のみを担当する者(企業)は、「イ 応募者の資格要件」の(ア)～(エ)のいずれの要件も満たす必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	実施方針	12	2	(4)	イ	(ア)	応募者の資格要件	「・・・入札参加資格者名簿に登録されている者であること。・・・」とありますが、業種は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	12	2	(4)	イ	(ア)	a 応募者等の資格要件	「平成20年度及び平成21年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿」との記載は、「平成22年度及び平成23年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
43	実施方針	12	2	(4)	イ	(ウ)	a	応募者等の資格要件	「平成20年度及び平成21年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿」との記載は、「平成22年度及び平成23年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針	12	2	(4)	イ	(ウ)	a	応募者等の資格要件	「平成20年度及び平成21年度の愛知県企業庁における入札参加資格認定」との記載は、「平成22年度及び平成23年度の愛知県企業庁における入札参加資格認定」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	実施方針	12	2	(4)	イ	(エ)	a	応募者等の資格要件	「平成20年度及び平成21年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿」との記載は、「平成22年度及び平成23年の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	12	2	(4)	イ	(エ)	c	維持管理実績	公称能力10,000m ³ /日以上 の水道、工業用水道の浄水場の排水処理施設（濃縮槽、天日乾燥床）の運転維持管理実績は、「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理実績があること」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理実績」とは、脱水機の維持管理の実績が含まれていることが条件となります。
47	実施方針	12	2	(4)	イ	(エ)		応募者等の資格要件	天日乾燥床の「脱水ケーキの掻き出し業務」又は「脱水ケーキの再生利用業務」のみを担当する者(企業)は、(エ)の資格要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 [掻き出し業務、再生利用業務は、排水処理施設等の運営・維持管理の範囲内の業務であることから、これら業務の実施を担当する者も、本資格要件(エ)のa, b, cが必要であると読めます。ご再考願いたく。]	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等で示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
48	実施方針	12	2	(4)	イ	(エ)	応募者等の資格要件	脱水処理施設等の運営・維持管理業務のうち、「脱水機棟維持管理業務」、「外構維持管理業務」、「警備業務」のみを担当する者(企業)は、(エ)の資格要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 [これら業務の実施を担当する者も、本資格要件(エ)のa, b, cが必要であると読めます。ご再考願いたく。]	脱水処理施設等の運営・維持管理業務のうち、「脱水機棟維持管理業務」、「外構維持管理業務」、「警備業務」のみを担当する者(企業)も、(エ)の資格要件を満たす必要があります。
49	実施方針	12	2	(4)	イ	(エ)	応募者等の資格要件	事業者(SPC)に在籍する職員が排水処理施設等の運営・維持管理を担当する場合、事業者は(エ)の資格要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業又は協力企業が資格要件を満たしていれば、事業者(SPC)が資格要件を満たす必要はありません。
50	実施方針	12	2	(4)	イ		応募者等の資格要件	今回の実施方針に明示されている応募者の資格要件から、入札説明書等で新たな資格要件が追加されることはない、との理解でよろしいですか。	追加される可能性もあります。
51	実施方針	13	2	(4)	イ	(イ)	応募者の資格要件	「・・・設計業務実績とは・・・脱水設備等の設計業務実績・・・」とありますが、機械電気設備工事に含まれる設計業務も実績として含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	該当する実績は、脱水機の機械設備と電気設備の両方の設計業務とします。
52	実施方針	13	2	(4)	イ	(イ)	応募者等の資格要件	脱水設備等の設計にあたる者の要件として、PFI事業におけるSPCより受託した設計業務も実績に含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針	13	2	(4)	イ	(イ)	c 応募者等の資格要件	用語の定義の中で、脱水設備等には脱水機の電気・計装設備が含まれるとの記載があります。設計業務実績としましては、電気設備に係る設計業務実績も必要との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 51への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
54	実施方針	13	2	(4)	イ	(ウ)	b	応募者の資格要件	「・・・複数の者が分担して・・・それぞれの者が、分担する業務について、当該用件を満たしていること。」とありますが、同じ業務を複数の業者で分担する場合は、一者が資格要件を満たしていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	同じ業務を複数の業者で分担する場合は、分担する全ての者が分担する業務に関する資格要件を満たす必要があります。なお、脱水処理施設等の建設については、建築工事、機械器具設置工事及び電気工事に係る資格要件を複数の企業で相互に補完して、実施方針p.13 (ウ) aとbの全ての資格要件を満足することも可能です。詳細は入札説明書等で示す予定です。
55	実施方針	13	2	(4)	イ	(ウ)		応募者等の資格要件	脱水処理施設等の建設に当たる者の資格要件として、脱水処理施設等の建設実績は必要無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	13	2	(4)	イ			応募者等の資格要件	設計、建設、維持管理において、複数の企業が資格要件を相互に補完して全ての資格要件を満足する場合、この複数の企業で共同企業体 (JV) を組成して業務を行うことは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	複数の企業が資格要件を相互に補完して全ての資格要件を満足し、この複数の企業で共同企業体 (JV) を組成して業務を行うことは認めません。事業者 (SPC) から業務を請け負い、又は、受託するものは、当該業務の実施に必要な資格要件を全て満たす必要があります。
57	実施方針	13	2	(4)	ウ			応募者の構成員等の変更	「(略) 県企業庁が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。」とありますが、どのような場合に変更が認められるか、具体的に想定されているケースがあればご教示ください。	応募グループの構成員又は協力会社 (代表企業を除く) を変更しなければ、本事業の遂行において多大な追加費用及び損害が県企業庁に被ると県企業庁が合理的に判断した場合、県企業庁は応募グループの構成員又は協力会社の変更を認めることとなります。具体的な判断基準は、当該事態が顕在化した場合において、県企業庁が検討します。
58	実施方針	15	2	(5)	ウ	(イ)		予定価格	予定価格について、以下の点につきご教示ください。 ①入札公告時までに公表されるかどうか ②最低制限価格 (失格となる価格) の設定の有無及び公表の有無 ③予定価格の設定の方法 ※予定価格については、事業参画を判断する上で非常に重要な情報ですので、公表いただきますようお願いいたします。	①予定価格は入札公告時に公表する予定です。 ②最低制限価格を設定する予定はありません。 ③予定価格の設定の方法は示しません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
59	実施方針	15	2	(5)	ウ	(イ)	a	基礎審査	「予定価格の範囲内にあることの確認」とされておりますが、予定価格は入札公告等にて公表されるのでしょうか。公表の有無にも係らず最低制限価格は設定されるのでしょうか。	質問No. 58への回答をご参照ください。
60	実施方針	16	1	(6)	イ				「商法」は、正しくは「会社法」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。訂正します。
61	実施方針	16	2	(5)	カ			事業者を選定しない場合	「財政負担縮減の達成が見込めない場合」とはいずれの入札参加者も予定価格を超える場合との理解でよろしいでしょうか。予定価格の範囲内であれば財政負担縮減が見込めるとの判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	実施方針	16	2	(6)	イ			株式の譲渡等	金融機関から資金調達を行う場合、特別目的会社の株式に担保権の設定を求められるのが通例と理解しておりますが、このような場合は県企業庁の承諾が得られるものと理解してよろしいでしょうか？	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
63	実施方針	16	2	(6)	イ			特別目的会社の設立等	ここでいう「契約締結前までに」とは基本協定ではなく、「事業契約締結前までに」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	16	2	(6)	イ	0	0	特別目的会社の設立等	特別目的会社の株式については、県企業庁殿の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことができない旨の記載がありますが、プロジェクトファイナンス形式による資金調達をする場合、貸出金融機関はSPCの株式に質権設定することを求めてくるのが通常であります。このような場合は、県企業庁の承諾は得られるものと理解してよいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
65	実施方針	16	2	(6)	イ	0	特別目的会社の設立等	県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等設定が禁止されていますが、融資機関より特別目的会社の株式への担保権設定を要求される可能性が高いと思われます。その場合の融資機関に対する譲渡、担保権を設定するのはよいでしょうか。	質問No. 64への回答をご参照ください。
66	実施方針	16	2	(7)	ア		著作権	「・・・事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。・・・入札参加者の承諾がある場合のみ事業提案書の全部または一部使用できるものとします」とありますが、本条項が情報公開条例よりも優先するとの理解でよろしいですか。 ※提案書は、事業者のノウハウ、営業上の秘密が含まれますので原則非公開としていただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	17	3	(1)			リスク分担の考え方	県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項は県企業庁が責任を負うとのことですが、本件で言う合理的な理由には、例えば既設脱水機等の設計・施工上に起因する瑕疵責任も県企業庁が負担すると解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	実施方針	17	3	(3)			履行保証保険の付保	建設工事に関する履行保証保険の付保は、事業期間中すべての更新工事、増設工事について必要でしょうか？また、履行保証保険の付保する時期は、それぞれの工事を開始する直前に個別に行うことで足りるとの理解でよろしいでしょうか？（事業契約締結時にすべての履行保証保険の付保は不可能と理解しております。）	いずれもご理解のとおりです。
69	実施方針	18	3	(4)	ウ	(イ)	工事施工に関するモニタリング	「事業者は工事管理者を設置して・・・」とありますが、工事監理者はSPCの社員でなく、当該工事を実施する構成員又は協力企業の社員を選任することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	実施方針	18	3	(4)	ウ	(イ)	工事施工に関するモニタリング	工事監理者は脱水機処理施設的设计・建設業者が兼務可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
71	実施方針	19	3	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	「事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置を講じること」とありますが、施設には設置後年数が経過しているものもあり、すべてを事業期間終了後10年程度使用することは不可能ではないでしょうか。また、10年程度の使用にどの程度拘束力がありますでしょうか。	10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置は、対象棟の経年劣化等の状況に応じて、県企業庁と事業者が協議を行い、合理的と考えられる範囲で個別に判断する予定です。なお、事業終了後は、10年程度の使用には、法的拘束力はないこととします。
72	実施方針	19	4	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	脱水機棟に関する要件について以下の点についてご教示ください。 ①「・・・事業終了後10年程度使用できる構造とするための措置を講じること」とありますが、消耗部材は含まれないとの認識で良いでしょうか？ ②事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置を講じることとありますが、どのように県企業庁と事業者が確認するのでしょうか？ ③この規定は、事業終了後においても事業者が保証するという意味ではないとの理解でよろしいでしょうか？事業終了後に事業者の負うべきリスクではないと思料いたします。	質問No. 71への回答をご参照ください。
73	実施方針	19	4	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	脱水機棟の改修において、耐震補強以外の既存コンクリート構造物、鉄骨構造物の躯体自体の固有の原因による劣化、瑕疵については愛知県企業庁様のリスクとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	19	4	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	「また、幸田浄水場及び豊橋浄水場における既設の脱水機棟については・・・耐震補強工事を行うこと。」とありますが、既設脱水機棟建設時における設計図と異なる施工による瑕疵を原因とする場合は、補強工事の保証範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	19	4	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	更新後の機器荷重や変更耐荷重性等を検討するため、既設脱水機棟の構造計算書をお示し願います。	現存資料は開示する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
76	実施方針	19	4	(2)			脱水機棟に関する要件	「事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造」とは、10年分の構造耐久性を残すことであり、仕上のリニューアルは含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	実施方針	19	4	(3)			脱水ケーキの再生利用	愛知県廃棄物当局の要綱により、産業廃棄物の有効利用については、有効利用を実施する前に届出が必要と理解しておりますが、現在その届出の状況をご教示ください。また、事業者があらためて届出をする必要はないとの理解で宜しいでしょうか？	現在は県企業庁が届け出済みです。ただし、有効利用開始の30日前までに事業者から届出をしてください。事業者による有効利用開始後、県企業庁は廃止の届出をする予定です。
78	実施方針	19	4	(3)			脱水ケーキの再生利用	「天日乾燥床から掻き出したケーキの全量を事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用する」とされておりますが、資料2「リスク分担表（脱水ケーキ再生利用リスク）」では、天日乾燥床のリスクの主負担が県企業庁様となっており、ケーキ管理やケーキ搬出の管理責任は県企業庁様にあるとの理解で宜しいでしょうか。	ケーキ管理に係る管理責任は、天日乾燥床から排出する前は県企業庁、排出した後は事業者です。
79	実施方針	20	4	(3)			脱水ケーキの再生利用	「5浄水場の・・・脱水ケーキと天日乾燥床から掻き出した脱水ケーキの全量を事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します」とされておりますが、天日乾燥床の脱水ケーキは全量自らの提案のみではないと考えます。資料8との整合を御願います。	ご理解のとおりです。資料8との整合は、入札説明書等で示します。
80	実施方針	20	4	(4)			生活環境影響調査	本PFI事業では廃掃法第15条の生活環境影響調査が必要とありますが、本PFI事業に係る施設（排水処理施設等）につき、産廃処分場設置許可の事業者による取得は不要との理解でよろしいでしょうか。本PFI事業は当該浄水場の設置は貴県にて行われ、当該施設の一部（排水処理部分）を事業者へ委託するものと認識しており、産廃処分場設置許可を事業者が取得する必要はないと考えますが、ご教示ください。	事業者には、借受許可の申請を行っていただきますので、産廃処分場設置許可の申請は不要です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
81	実施方針	20	4	(4)			生活環境影響調査	「本事業における施設整備は、・・・「生活環境影響調査」を実施すること。」とありますが、その調査実施は各浄水場毎の整備スケジュールに合わせて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	実施方針	20	4	(4)			生活環境影響調査	各浄水場の敷地境界にて、騒音規制値等は現状規制値以下と考えよろしいですか。もし現況測定結果にて、規制値オーバーの場合は、別途見積範囲外で協議でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	実施方針	20	6	(2)			本事業の継続が困難となった場合の措置	ア～ウのそれぞれについて、事業者又は県企業庁様に帰責事由がある場合、それぞれについて、違約金ないし損害賠償の定めは予定されていますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
84	実施方針	21	7	(2)	ウ		国庫補助金	本事業に適用される国庫補助金について以下の点をご教示ください。 ①県企業庁で想定している国庫補助金の種類と事業者が支援すべき業務の内容 ②国庫補助金の有無にかかわらず、一時支払金は支払われるとの理解でよいか	①工業用水道事業費補助金を予定しています。事業者が支援する内容は、要求水準書（案）p.16（6）をご参照ください。 ②ご理解のとおりです。
85	実施方針	21	7	(2)	ウ		国庫補助金	「事業者は県企業庁が行う国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務を協力すること」とありますが、支援及び協力範囲、具体的項目を御教示御願います。	要求水準書（案）p.16（6）をご参照ください。
86	実施方針	22	7	(3)			その他の支援に関する事項	中間処理施設の変更届に際しては、県企業庁様が主体になり届け出を行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が主体となり行うこととなります。
87	実施方針	22	8	(2)			債務負担行為の設定	債務負担行為の金額は公表されますでしょうか？また、債務負担行為の金額と予定価格の関連についてご教示ください。物価変動や金利変動により、債務負担行為の金額を超えることが判明した場合は速やかに、追加の議決を行うとの理解で宜しいでしょうか？	債務負担行為の金額を公表する予定はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
88	実施方針	28	資料1	0	0	0	0	事業計画地	資料1において「PFI事業者管理対象範囲」となっておりますが、本範囲は施設対象範囲であり、事業費用算出の為詳細な事業対象範囲（用地）をお示し願います。また、「PFI事業者管理対象範囲」となっておりますが、要求水準書では同図が「PFI事業者管理対象施設」となっており整合を御願います。	PFI事業者管理対象範囲の詳細は、入札説明書等で示す予定です。
89	実施方針	35	資料2					資料2 リスク分担表	17頁3（1）に記載の「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担」の基本的考え方が示されております。リスク分担表については、このような考え方に基づき定められているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	実施方針	35	資料2	3	(1)			リスク分担表	共通に記される各リスクにおいて、提案後から運営・維持管理業務が開始されるまでに法の変更等があった場合は、県企業庁殿のご負担という認識でよろしいでしょうか。	法制度リスクは、リスク分担表No.6とNo.7に基づき、県企業庁と事業者が分担することとなります。
91	実施方針	35	資料2	3	(1)			リスク分担表	共通／施設瑕疵リスクにおいて、建物、設備における具体的な期間をご教示願います。また、その期間を超えて発見された瑕疵について、事業者が責を負うことはないという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
92	実施方針	35	資料2	3	(1)			リスク分担表	共通／環境問題リスクにおいて、県企業庁殿からの排泥に有害物質が含まれる場合は、事業者が責を負うことはないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	実施方針	35	資料2	3	(1)			リスク分担表	共通／税制度リスクにおいて、消費税率の変更も県企業庁殿のご負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	実施方針	35	資料2	3	(1)			リスク分担表	共通／物価リスクにおいて、電気代や水道代等のユーティリティも事業者の負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
95	実施方針	35	資料2	4			リスク分担表（施設瑕疵リスク）	耐震改修等において事業者は地上の建造物に関する改修可能ですが、地盤改良等の改修は不可能と思われます。本耐震改修での、基礎及び地下部分の耐震改修工事は周辺への影響、対策が実質出来ない為に範囲外との理解で宜しいでしょうか。	地盤改良や基礎等の改修は本事業の対象外ですが、地階の構造物の改修は事業範囲です。
96	実施方針	35	資料2	6			別紙2リスク分担表（法制度リスク：No.6）	本事業に直接関係する法制度の定義を具体的な法令とともにご教示ください。	本事業に類型的又は特別に影響を与える法制度です。「水道法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等が該当します。
97	実施方針	35	資料2	6			法制度リスク	「本事業に直接関係する法制度」とは、具体的にどのような法制度が該当しますでしょうか。また、「本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度」とは、具体的にどのような法制度が適用されますでしょうか。	「本事業に直接関係する法制度」は、質問No.96への回答をご参照ください。「本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度」とは、「本事業に直接関係する法制度」以外の法制度をいいます。
98	実施方針	35	資料2	9			リスク分担表（許認可リスク）	「許認可の遅延に関するもの（事業者申請分）」に関し、県企業庁殿側からの承認が遅延した事由に起因する場合は、県企業庁側のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	県企業庁の責に帰すべき承認の遅延に該当する場合は、県企業庁が負担する予定です。
99	実施方針	35	資料2	9			別紙2リスク分担表（許認可リスク：No.9）	許認可については、建築確認申請などのようにそのときの社会情勢によって手続きの期間に大幅な変化が生ずる可能性があるため、事業者の負うべきリスクではないと思料いたします。事業者が必要な手続きを行っているにも関わらず、通常考えられる許取得期間が大幅に長くなった場合などは県企業庁のリスク負担にさせていただきますようお願いいたします。	事業者申請分の許認可リスクについては、事業者負担と考えています。詳細は、入札説明書等で示す予定です。
100	実施方針	35	資料2	10			別紙2リスク分担表（税制度リスク：No.10）	税制度リスクについて以下の点をご教示ください。 ①県企業庁が従負担、事業者が主負担となっている意味合いをご教示ください。 ②事業者の収益に影響を与える税制変更については、県企業庁のリスクであるとの認識でよろしいでしょうか？（事業者は特別目的会社であるため、税制度変更により収益が悪化してもそれを回復する手段がありませんのでご考慮ください。）	本事業に直接関係する新税の設立や税率の変更、消費税及び地方消費税に関する変更は県企業庁が負担し、その他の法人税等に関する変更は事業者負担とする趣旨によるものです。詳細は、入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
101	実施方針	35	資料2	10			税制度リスク	事業者が主負担とされていますが、税制度の変更、新税制の導入等のリスクは事業者においてコントロール不可能なものです。したがって、法人税率の変更の場合を除きましては、県企業庁様の負担としていただくようお願い致します。 また、県企業庁様に「△」がついていますか、具体的にどの場合を想定していますでしょうかご開示願います。	質問No. 100への回答をご参照ください。
102	実施方針	35	資料2	1112			住民対応リスク	これまでに、あるいは現時点において、各浄水場の浄水業務運営(排水処理業務も当然に含む)に関して、住民(*1)との間で生じたトラブル(*2)について、各浄水場毎に、トラブルの内容、トラブルの相手方当事者等の情報を全て開示願います。 *1：浄水場に隣接する土地は勿論、浄水場の近傍の土地又は浄水場の所在する市町村、愛知県に居住する個人や法人 *2：住民反対運動、訴訟、苦情、要望等を含みますが、これらに限られず本事業の円滑な遂行に悪影響を及ぼし、又は今後及ぼす蓋然性の高い一切のトラブル	住民との間で生じたトラブルは存在しません。
103	実施方針	35	資料2	1112			住民対応リスク	現時点において、住民(*1)との間で、本事業の円滑な遂行に悪影響を及ぼし、又は今後及ぼすことが懸念される約定(*3)について、各浄水場毎に、約定の内容、有効期限、相手方当事者等の情報を全て開示願います。 *3：操業時間の制限、業務車両の通行時間・ルート の制限、法令・条例で定められた基準値よりも厳しい環境規制値、その他の制限・規制事項等に関する約束、文書等	本事業の円滑な遂行に悪影響を及ぼし又は今後及ぼすことが懸念される約定は存在しません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
104	実施方針	35	資料2	13			環境問題リスク	現時点において、各浄水場の浄水運營業務に関して、住民(*1)との間で約定されている全ての環境協定等について、協定内容、有効期限、相手方当事者等の情報を開示願います。	住民との間で約定されている環境協定等はありません。
105	実施方針	35	資料2	13			環境問題リスク	各浄水場の濃縮槽から引き抜いた汚泥(水)に、有害物質が含まれている場合等、事業者の実施する業務に起因しない有害物質の排出・漏洩、悪臭、環境協定違反等については、県企業庁殿がリスク分担者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	実施方針	35	資料2	13			別紙2リスク分担表(環境問題リスク:No.13)	ここで述べられている事象が原水に起因するものや県企業庁に起因するものに関しては、県企業庁がリスク負担するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	実施方針	35	資料2	13			環境問題リスク	事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するのは、「有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等」のうち、事業者に帰責事由のあるものであり、それ以外のリスク(既設の施設等に起因するもの等)は含まれないと理解しておりますがよろしいでしょうか。	環境リスクは基本的に事業者負担リスクと考えますが、既設の施設等に起因するリスクについては、その原因が明らかに県企業庁の責に帰すべき事由による場合は、県企業庁が負担します。
108	実施方針	35	資料2	14			第三者賠償リスク	事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するのは、事故等のうち事業者に帰責事由のあるものであると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、入札説明書等で示す予定です。
109	実施方針	35	資料2	21			不可抗力リスク	不可抗力リスクについて、以下の点をご教示ください。 ①事業者に△が付されていますが、どのような分担を想定されているのでしょうか。不可抗力は事業者にてコントロールのできないリスクであり、県殿にて担うことが適切と思料します。 ②不可抗力の定義に、「通常予見可能な範囲のものであっても、回避不可能な現象」についても対象に追加してください。	①不可抗力事由の発生による損害が発生した場合、事業者にも、不可抗力による損害を最小限にとどめる経済的動機付けを負担して頂く趣旨によるものです。 ②原案のとおりとします。詳細は、入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
110	実施方針	35	資料2	21				不可抗力リスク	県企業庁様が主負担、事業者が従負担とされていますが、具体的にどのような分担とすることを予定されているかご開示願います。	質問No. 109への回答をご参照ください。
111	実施方針	35	資料2	22				資料2 リスク分担表 NO. 22	県企業庁が従負担、事業者が主負担となっておりますが、具体的な内容をご教示ください。金利変動リスクは、事業者でコントロールできないものであり、県企業庁が負担すべきものと思料いたします。	割賦支払金に係る基準金利について、実施方針の資料7に基づき固定・改定した後の変動金利は事業者負担、それ以前は県企業庁負担とする考えです。詳細は入札説明書等で示す予定です。
112	実施方針	35	資料2	22				金利リスク	事業者が主負担、県企業庁様が従負担とされていますが、具体的にどのような分担とすることを予定されているかご開示願います。	質問No. 111への回答をご参照ください。
113	実施方針	35	資料2	23				別紙2リスク分担表（物価リスク：No. 23）	物価リスクについて、以下の点をご教示ください。 ①サービス購入料は物価変動にともない改定されることから、県企業庁が主負担となるのではないのでしょうか？ ②物価が著しく変動した場合は、不可抗力に該当するとの理解でよろしいのでしょうか？	①物価変動が入札説明書等で予め規定した変動以下の場合、サービス購入料の改定は行わず、当該変動分は事業者負担とする考えです。 ②原案のとおりとします。
114	実施方針	35	資料2	23				物価リスク	県企業庁様に「△」がついていますか、具体的にどのような場合を想定していますでしょうか。	質問No. 113への回答をご参照ください。
115	実施方針	35	資料2	23				物価リスク	事業者が主負担、県企業庁様が従負担とされていますが、具体的にどのような分担とすることを予定されているかご開示願います。	質問No. 113への回答をご参照ください。
116	実施方針	35	資料2	24				測量・調査リスク	本事業実施に際し、県企業庁にて行った測量・調査はどのような項目があるか御教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
117	実施方針	36	資料2	30				別紙2リスク分担表（工事遅延リスク：No. 30）	事業者の負担となるのは、事業者の責めに帰すべき事由により工事遅延、未完工となった場合に限られるとの理解でよろしいのでしょうか？	詳細は、入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
118	実施方針	36	資料2	30				工事遅延リスク	事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するのは、「工事が契約に定める工期よりも遅延する、又は完工しない場合」のうち、事業者に帰責事由のあるものであり、それ以外の場合（不可抗力による場合等）は含まないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	質問No. 117への回答をご参照ください。
119	実施方針	36	資料2	33				工事費増大リスク	「33 上記以外の要因による工事費の増大」について、事業者の主負担とされていますが、事業者が費用を負担するのは、事業者に帰責事由のある場合であり、それ以外の場合（不可抗力による場合等）は含まないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由以外の場合における工事費の増大リスクは、事業者の全額負担としない場合もあります。詳細は、入札説明書等で示す予定です。
120	実施方針	36	資料2	38				資料2 リスク分担表 No. 38	「不可抗力を除く」が不可抗力は別途No. 21で規定があります。本項目だけでなく、全ての項目を通じて不可抗力は除くとの理解でよろしいでしょうか。また「上記以外の」とありますが、対象となる事項が事業者にて判断・コントロールできず適切でないと考えます。「事業者の責めによる」場合に限定するようお願いいたします。	「不可抗力除く」は、No. 38について規定しているものです。「上記以外の」については、入札説明書等で示す予定です。
121	実施方針	36	資料2	39				資料2 リスク分担表 No. 39	「上記以外の」とありますが、対象となる事項が事業者にて判断・コントロールできず適切でないと考えます。「事業者の責めによる」場合に限定するようお願いいたします。	質問No. 120への回答をご参照下さい。
122	実施方針	36	資料2	39				施設損傷・劣化リスク	「39 上記以外の施設損傷・劣化リスク」について、事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するリスクには、不可抗力による場合等は含まれないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	質問No. 120への回答をご参照下さい。
123	実施方針	36	資料2	41				需要変動リスク (汚泥量変動リスク)	汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少について、事業者リスク分担が「従分担」となっておりますが、実際に発生した汚泥量×単価にて算出されるサービス対価の変動費部分の範囲において、事業者が当該リスクを負担しているためとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
124	実施方針	36	資料2	41				需要変動リスク	汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少及び汚泥の質に起因する運営費の増大・減少のいずれも事業者「△」がついています。具体的などのようなケースで事業者が負担することとなりますでしょうか。	質問No. 123への回答をご参照ください。
125	実施方針	36	資料2	41				需要変動リスク	「41 汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少」について、県企業庁様が主負担、事業者が従負担とされていますが、それぞれ具体的にどのような分担とすることを予定されているか、ご開示願います。	質問No. 123への回答をご参照ください。
126	実施方針	36	資料2	41	42			需要変動リスク	需要変動リスクの主負担、従負担の内容をご教示ください。	質問No. 123への回答をご参照ください。
127	実施方針	36	資料2	42				需要変動リスク (汚泥質変動リスク)	汚泥質の変動に起因する運営費の増大・減少について、予め想定する一定の汚泥質の範囲内にて事業者は当該リスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。また、汚泥質が想定する一定の範囲を超えた場合、当該リスクは貴県負担との理解でよろしいでしょうか。	想定しがたい汚泥の質的变化が起きた場合は、関係者協議会によりその対応方法について協議及び調整する予定です。詳細については、入札説明書等で示す予定です。
128	実施方針	36	資料2	42				需要変動リスク	「42 汚泥の質に起因する運営費の増大・減少」について、県企業庁様が主負担、事業者が従負担とされていますが、それぞれ具体的にどのような分担とすることを予定されているか、ご開示願います。	質問No. 127への回答をご参照ください。
129	実施方針	36	資料2	45				資料2 リスク分担表 NO. 45	「上記以外の」とありますが、対象となる事項が事業者にて判断・コントロールできず適切でないと考えます。「事業者の責めによる」場合に限定するようお願いいたします。	「上記以外に起因する業務量及び運営費の増大」でも、不可抗力や法令変更等の場合には、事業者が増大した費用を全額負担しない場合もあります。詳細については、入札説明書等にて示す予定です。
130	実施方針	36	資料2	45				運営コストリスク	「45 上記以外に起因する業務量及び運営費の増大」について、事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するリスクには、不可抗力による場合等は含まれないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	質問No. 129への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
131	実施方針	36	資料2	46			資料2 リスク分担保 NO.46	事業者の責めに起因する事故との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
132	実施方針	36	資料2	46			事故リスク	事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するリスクには、不可抗力による場合等は含まれないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
133	実施方針	36	資料2	47			資料2 リスク分担保 NO.47	事業者の責めに起因する火災との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	実施方針	36	資料2	47			火災リスク	事業者の主負担とされていますが、事業者が負担するリスクには、不可抗力による場合等は含まれないものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	実施方針	36	資料2	48			脱水ケーキの再生 利用リスク	「48 脱水ケーキ発生量の変動に起因する5浄水場の脱水ケーキの再生利用業務費の増大・減少」について、事業者が主負担、県企業庁様が従負担とされていますが、具体的にどのような分担保とすることを予定されているかご開示願います。	脱水ケーキの再生利用業務に係る費用は、脱水ケーキの発生量に関係なく、事業者提案に基づき支払うこととなるため、事業者の主負担としています。ただし、実施方針p.53に示した範囲において、有価利用可能量や非有価利用による脱水ケーキ処理単価等を改定することがあるため、改定後は事業者提案からの増減分は県企業庁が負担することもあるとの考えに基づき、県企業庁を従負担としています。
136	実施方針	36	資料2	49			脱水ケーキの再生 利用リスク	5浄水場の脱水ケーキの場合と天日乾燥床の脱水ケーキの場合で、主分担保者と従分担保の関係が入れ替わっているのはなぜでしょうか。天日乾燥の場合、県企業庁殿指定される売却先があるからでしょうか。また、天日乾燥床の脱水ケーキ管理責任は、県企業庁殿との理解で宜しいでしょうか。	天日乾燥床の場合、脱水ケーキの売却先と売却量を県企業庁が指定し、指定した量×単価にて算出されるサービス対価は県企業庁が負担するため、県企業庁の主負担としています。天日乾燥床の脱水ケーキの管理責任は、天日乾燥床から排出する前は県企業庁、排出した後は事業者となります。
137	実施方針	36	資料2	49			脱水ケーキの再生 利用リスク	「49 脱水ケーキ発生量に起因する天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用業務費の増大・減少」について、県企業庁様が主負担、事業者が従負担とされていますが、具体的にどのような分担保とすることを予定されているか、ご開示願います。	質問No. 136への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
138	実施方針	36	資料2				凡例	「負担者 ○：主分担 △従負担」とあるが、本事業のリスク分析を行うために、趣旨の明確化をしてほしい。	必要に応じて、入札説明書等で示す予定です。
139	実施方針	39	資料4	(1)			汚泥の提供	脱水実験に関する汚泥の提供は、提供期間以降も可能でしょうか。	個々に対応します。
140	実施方針	39	資料4	(4)			脱水実験に使用する汚泥の提供について	提供期間（平成21年12月11日～22日）以降も、汚泥を提供いただくことは可能ですか。	質問No. 139への回答をご参照ください。
141	実施方針	39	資料4	(1)			汚泥の提供	汚泥の提供は、濃縮汚泥、脱水汚泥、天日乾燥汚泥を各々汚泥を提供して頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	実施方針	40	資料5				想定事業スキーム	産業廃棄物処理に係る許認可、近隣市町との関係を示して頂けませんでしょうか。また、PFI事業者の業務内容について、前述と整合して頂けませんでしょうか。	産業廃棄物処理に係る許認可は、質問No. 1への回答をご参照ください。近隣市町との関係は質問No. 22への回答をご参照ください。
143	実施方針	41	資料6	1			脱水処理施設等増設・更新年度	年度別施設整備計画について、更新時期が早まる又は遅れる可能性はあるのでしょうか。また、事業の効率性、コスト縮減の観点から更新時期を変更した提案を行うことは可能でしょうか。計画年度より早める又は遅らせることが困難な場合の理由を御教示願います。	質問No. 3への回答をご参照ください。
144	実施方針	42	資料6	2			平成30年度以降の脱水設備等の更新について	「事業提案書内容及び価格の見直し等について、工事実施前々年度の関係者協議会において協議できる」とありますが、更新を行わない場合もあり得りえますでしょうか。	あり得ません。
145	実施方針	42	資料6				資料6 脱水処理施設等増設・更新計画	「・・・関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるものとします。」とありますが、事業者の収益が減少するような不利な条件を事業者の承諾なく、県企業庁が決定することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
146	実施方針	42	資料 6					資料6 2. 平成30年度以降の脱水機等の更新について	平成30年度以降の更新事業については事前に価格の見直しを協議できるものとなっていますが、その前の更新事業についても、経済情勢の急激な変化による物価変動等を考慮し、価格の見直し協議をして頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
147	実施方針	43	資料 7	1				サービス購入料の構成 (開業等準備)	開業等準備に要する初期投資費用は、設計・建設業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。支払い方法はH23年度の豊田浄水場増設費用に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また支払いは割賦にての支払いとの理解で宜しいでしょうか。	開業等準備に要する初期投資費用は、設計・建設業務に含まれるとのご理解で結構です。支払い方法の詳細は、入札説明書等で示す予定です。
148	実施方針	43	資料 7					資料7 サービス購入料の内容	開業等準備には、特別目的会社の設立費用、融資手数料、弁護士費用、契約にかかる費用やこれらに類する費用も含めることができると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
149	実施方針	44	資料 7	2	(1)			一時支払金	一時支払金には国庫補助金の一部充当される予定とありますが、具体的な補助金交付額の確定時期及び一時支払金額の確定時期につき、ご教示頂きたく存じます。	国庫補助金の交付額は、各支払い年度の前年度に確定する予定です。なお、一時支払金の額は、確定した国庫補助金額に関係なく、事業契約締結時に定める予定です。
150	実施方針	44	資料 7	2	(1)			一時支払金	割賦支払部分につき事業者は民間金融機関よりプロジェクトファイナンスによる調達を行うかと存じますが、一時支払金額が融資契約締結後に確定した場合、ブレイクファディングコスト等が発生する可能性がございます。仮に当該コストが発生した場合、合理的な金融費用として貴県にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	実施方針	44	資料 7	3	(1)			汚泥量	乾燥重量 (t-ds) の算出根拠となる汚泥濃度の測定は、事業者が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	実施方針	46	資料 7	3	(1)			汚泥濃度測定	文章中「定期的に計測する汚泥濃度から～」とありますが、測定頻度をご教示ください。	1日1回以上とし、具体的な回数は事業者提案とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
153	実施方針	46	資料7	3.	(1)	ウ (ア)	電気料金	使用量相当額の考え方、算定方法をご教示願います。 [使用量相当額の算定方法等が示されない場合には、応募者側が対価(サービス購入料)より差し引かれる電気料金を推定できず、提案価格の算出において、電気料金を提案価格へ適切に反映することが困難となることから、お教えを乞うものです。]	入札説明書等で示します。
154	実施方針	46	資料7				資料7 サービス購入料の内容(3 運営維持管理業務に係る対価)	固定費と変動費のそれぞれの費目は県企業庁より指定されるのでしょうか?あるいは事業者の提案によるのでしょうか?また、入札価格を設定する場合の汚泥量は設定されるものと理解してよろしいでしょうか?	固定費と変動費の費目は県企業庁が指定します。なお、入札価格を設定する場合の汚泥量についても、県企業庁が指定する予定です。
155	実施方針	46	資料7				資料7 サービス購入料の支払いについて	サービス購入料のうち、5 浄水場における運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の支払額は、20 年間総額の固定費を80 で除した金額が毎回同額支払われるのでしょうか。あるいは、修繕等実施した内容に応じた金額が支払われるのでしょうか?	入札説明書等で示します。
156	実施方針	47	資料7				サービス購入料の支払いについて	天日乾燥床の脱水ケーキ量について、「定期的に計測する脱水ケーキの含水率」とありますが、天日乾燥床の脱水ケーキ掻き出し業務の特性から、「事業者が搬出時に計測する脱水ケーキの含水率」との考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	実施方針	47	資料7	3.	(1)	イ	対価の改定	「固定費と汚泥処理単価は、物価変動に基づき改定する」とありますが、毎年度ごとに見直しを行うものとの理解でよろしいでしょうか。	見直しの必要性は毎年度確認する予定です。詳細は入札説明書等で示す予定です。
158	実施方針	47	資料7	3	(1)	ウ (ウ)	上下水道料金	豊橋南部浄水場、蒲郡浄水場の維持管理において、維持管理業務中に生じた水道、衛生設備(下水)は企業庁様管理棟等の施設を使用させて頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	実施方針	47	資料7	3	(1)	ウ (ウ)	上下水道料金	下水道使用料の具体的な精算方法をご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
160	実施方針	47	資料7				資料7 サービス購入料の内容（3運営維持管理業務に係る対価）	電気料金、ガス料金、上下水道料金の使用量変動リスク及び単価の変動リスクは県企業庁と事業者のどちらが負担することとなるでしょうか？	事業者負担とします。
161	実施方針	47	資料7	3	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキ掻き出し業務	変動費の基となる「掻き出した脱水ケーキ量」とは、ケーキ搬出時に計量した有効利用量のことでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
162	実施方針	48	資料7	3.	(2)	イ	対価の改定	「汚泥取り出し単価は、物価変動に基づき改定する」とありますが、毎年度ごとに見直しを行うものとの理解でよろしいでしょうか。	見直しの必要性は毎年度確認する予定です。詳細は入札説明書等で示す予定です。
163	実施方針	48	資料7	3.	(2)	イ	対価の改定	「汚泥取り出し単価」は、同別紙7 3. (2)に記載されている「脱水ケーキ掻き出し単価」と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。
164	実施方針	49	資料8	1			脱水ケーキの再生利用	5浄水場における脱水ケーキ含水率を60%とされており、要求水準書別紙5「年度別発生汚泥量・発生汚泥ケーキ量推計」において、5浄水場の平均含水率が60%を大幅に上回っており、60%とされた理由を御教示願います。	別紙5は脱水直後の含水率(実績値の平均)を示しています。60%含水率は有効利用時の含水率として設定しています。
165	実施方針	49	資料8				資料8 脱水ケーキの再生利用業務について	「5浄水場で発生する脱水ケーキの有価利用可能量を提案すること」とありますが、5浄水場合計値を担保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	実施方針	49	資料8				資料8 脱水ケーキの再生利用業務について	脱水ケーキの再生利用について、現状の引取先、利用方法、引取量をご教示ください。	実施方針の閲覧資料別紙6をご覧ください。取引先の名称については、公表を差し控えさせていただきます。なお、再生利用の方法は、園芸用培養土や田畑の客土等です。
167	実施方針	49	資料8				資料8 脱水ケーキの再生利用業務	5浄水場における有価利用提案について、以下の点をご教示ください。 ①現在県企業庁が売却している売却先企業による提案は可能でしょうか？ ②提案された有価利用可能量は、どのような基準で評価されますでしょうか？	①可能です。 ②入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
168	実施方針	50	資料	2	(1)	イ	(ア)	天日脱水ケーキの売却先	「平成18年度から平成20年度に脱水ケーキを売却した実績のある者」とは事業者提案者と重複を避ける為事前公表して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	個人情報が含まれるので公表は差し控えさせていただきます。ただし、事業提案書の受付日までに、事業提案との重複確認のお問い合わせには対応させて頂く予定です。
169	実施方針	50	資料	2	(1)	イ	(ア)	天日乾燥床の売却先	天日乾燥床の売却先の提案は必須と考えて宜しいでしょうか。	必須ではありません。
170	実施方針	50	資料	2	(1)	イ	(ア)	天日脱水ケーキの売却先	県企業庁殿が平成18年度から平成20年度に脱水ケーキを売却した実績のある者(個人・法人)について、個人名、法人名(商号)、現住所(法人にあつては本店所在地)等の情報を開示願います。 [応募者が、新販路を開拓し、事業提案書において、天日脱水ケーキの(新規)売却先を、提案するためには、本情報は必須であると思料致します。]	質問No. 168への回答をご参照ください。
171	実施方針	50	資料	2.	(1)	イ	(イ)	天日脱水ケーキ有価可能利用量	事業提案時(事業提案書の提出時)に、天日脱水ケーキ有価可能利用量を提案する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 [事業提案時において、応募者の新販路開拓先が、県企業庁殿が指定する売却先と同一か否か判断することはできないため。]	質問No. 168とNo. 169への回答をご参照ください。
172	実施方針	50	資料	2.	(1)	イ	(イ)	天日脱水ケーキ有価可能利用量	事業提案時(事業提案書の提出時)までに、応募者が新販路を開拓できない場合には、天日脱水ケーキ有価可能利用量をゼロとして提案することができるとの理解でよろしいでしょうか。 [「提案量に係る規定はありません」とありますが、念のため確認を行うものです。]	ご理解のとおりです。
173	実施方針	50	資料	2	(2)			天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用	「運搬あり売却先」について、重機を含めた運転手人件費や積込費用及び運搬費を含めた総費用を、市場への適合性を確認したいので、100円/m3の算出根拠を開示頂けませんでしょうか。併せて、運搬距離の定義を御教示下さい。	10tダンプトラックの燃費、燃料費、10tダンプトラックの最大積載量及び発生土売却単価を考慮して設定しています。運搬距離とは、脱水ケーキを搬出する浄水場から、脱水ケーキ売却先までを意味します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
174	実施方針	50	資料 8	2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用	「※有価利用の形態とは・・・売却費用を上回らない形態といえます」とありますが、上回った場合逆有償となりますが、その場合ケーキ売却先は、「産業廃棄物処理施設」の設置許可が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
175	実施方針	50	資料 8	2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用に係る費用	「県企業庁様が年度当初に指定した売却先」とありますが、売却先と数量及び運搬の有無を指定との理解で宜しいでしょうか。売却先及び数量は年度途中に増えることはありませんでしょうか。	「県企業庁が年度当初に指定した売却先」の定義はご理解のとおりです。売却先と数量は、年度途中に増減することも想定されます。
176	実施方針	50	資料 8	2.	(2)		脱水ケーキの買い取り	県企業庁殿の指定する売却先への脱水ケーキの実際の売却量(t-ds)が、県企業庁殿が年度当初に指定した有価利用量(t-ds)を下回る場合(ただし、発生脱水ケーキ量は有価利用量を上回っているものとします)には、事業者は、県企業庁殿から、実際に売却した脱水ケーキ分のみを買い取るの理解でよろしいでしょうか。 [事業者は、指定された有価利用量に該当する脱水ケーキを、実際の売却量に関係なく買い取らなければならないようにも読み取れるため確認するものです。]	ご理解のとおりです。
177	実施方針	50	資料 8	2.	(2)		売却単価	天日脱水ケーキの販売先(応募者・事業者が新販路を開拓し売却可能な者)への売却単価は、図表8-1に記載の売却単価と同額である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	図表8-1に記載の売却単価以下であれば、同額である必要はありません。
178	実施方針	50	資料 8	2.	(2)	図表8-1	売却単価	図表8-1に記載の運搬あり売却先への売却単価の設定根拠について、単価算出の考え方、算出式、単価算出に用いた金額、金額の根拠(参照した資料)等、その詳細をご教示願います。	質問No. 173への回答をご参照ください。
179	実施方針	50	資料 8	2.	(2)	図表8-1	売却単価	県企業庁殿が、平成18年度から平成20年度までの間に、運搬あり売却先に対して、売却した脱水ケーキについて、各年度毎に、運搬距離別に、脱水ケーキの積み込み・運搬・積み下ろしに実際に要した費用を、全て開示願います。	実施方針p. 50図表8-1の売却単価に売却した脱水ケーキ量を乗じて得た額です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
180	実施方針	50	資料				資料8 脱水ケーキの再生利用業務	天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の売却単価（図8-1）は最低単価との理解でよろしいでしょうか？	上限の単価です。質問No. 177への回答もご参照ください。
181	実施方針	50	資料				資料8 脱水ケーキの再生利用業務について	天日脱水ケーキ有価利用可能量について「提案量に係る規定はありません。」とありますが、提案量を0とする事でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	実施方針	50	資料				資料8 2 (1) イ 天日乾燥床	企業庁殿の指定する売却先をお教え下さい。	質問No. 168への回答をご参照ください。
183	実施方針	51	資料	2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績	図表8-2、要求水準書別紙6において、運搬あり売却先への現在の輸送手段（業者委託、自ら輸送）を御教示下さい。	「愛知水と緑の公社」への業務委託です。
184	実施方針	51	資料	2	(3)		入札参加者による非有価利用に係る提案	脱水ケーキ処理単価について、5浄水場と天日乾燥床は汚泥の性状、含水率が異なります。5浄水場と天日乾燥床を分けて、単価算出として頂けませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
185	実施方針	51	資料	2	(3)		入札参加者による非有価利用に係る提案	「脱水ケーキ処理単価は、過去の実績値を勘案して」とありますが、過去何年の実績でしょうか。過去の実績値を開示して頂けませんかでしょうか。	過去5年程度の実績値を参考としています。
186	実施方針	51	資料	2.	(3)		脱水ケーキ処理単価の上限	「過去の実績値を勘案して」とございますが、県企業庁殿が、過去に、非有価利用により脱水ケーキを処理した際に、実際に要した費用(1m3当たり単価又はwet-ton当たり単価)及び当該処理した脱水ケーキの実際の含水率について、開示願います。	実際に要した費用は約9,000円/m ³ です。含水率は測定していません。
187	実施方針	51	資料				資料8 脱水ケーキの再生利用業務について	「脱水ケーキ処理単価の上限(22,500円/t-ds)」とありますが、この処理単価の算出根拠となった処理方法（例：セメント原料）をご教示願います。	路盤改良材等です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
188	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ	(イ) a	脱水ケーキの全量が有価利用出来ない場合	県指定量超過脱水ケーキが発生した場合、事業者が提案する有価利用者へは次年度利用との理解で良いでしょうか。図8-6へ次年度利用の考え方について提示御願いたします。	図表8-6の考えは、県指定量超過脱水ケーキが発生した年度に適用しますが、事業者が提案する売却先への県指定量超過脱水ケーキの売却は、県指定量超過脱水ケーキが発生した次年度に実施することを予定しています。
189	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ	(イ) a	脱水ケーキの全量が有価利用出来ない場合	図8-6、X年度の「非有価利用」は、「非有価候補脱水ケーキの全量を次年度に有効活用すること」に該当すると理解してよいでしょうか。「非有価候補脱水ケーキ」の考え方について図への提示を御願いたします。	ご理解のとおりです。なお、実施方針p.52イ(イ)aの「非有価候補脱水ケーキ」は、「県指定量超過脱水ケーキ」に訂正します。
190	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ	(イ) a	脱水ケーキの全量が有価利用出来ない場合	天日乾燥床の脱水ケーキについて、県指定と事業者提案の利用先はどのようなルールで配分するのでしょうか。	県指定の売却先に優先的に配分し、県指定の売却先のみでは売却できない場合に、事業者提案の売却先へ配分します。
191	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ	(イ) b	脱水ケーキの全量が有価利用出来ない場合	「天日脱水ケーキ有価利用可能量について、次年度に有価利用すること」とされておりますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条第2項(3)保管する産業廃棄物の基準が「一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量」とされております。次年度有効利用するあたり、同法を遵守するためにも売却時期、数量は事業者と協議・調整をして頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ		天日乾燥床の脱水ケーキ	脱水ケーキ再生利用に係る対価の「脱水ケーキ発生量」とは、ケーキ搬出時に計量した有効利用量のことでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
193	実施方針	52	資料 8	2	(4)	イ		天日乾燥床の脱水ケーキ	天日乾燥床におけるリスク分担が不明な為、天日乾燥床の汚泥投入、作業要請、掻き出し、搬出等一年間のスケジュール、作業手順を御教示御願います。	豊橋南部浄水場については、実施方針の閲覧資料(2/2)、参考資料06の天日乾燥床管理簿をご参照ください。蒲郡浄水場は、沈殿池の清掃時にのみ天日乾燥床を利用しているために記録はありません。本業務での作業手順は、①バックホー等による汚泥の排出、②ダンプへの積み込みと発生土置き場までの運搬、③天日乾燥床への補砂です。なお、排出には、2池あたり、12～20日程度の日数を要しています。
194	実施方針	53	資料 8	3	(1)			有価利用の可能量の改定	「ケーキ有価利用可能量は契約者の申し出」とされておりますが、「契約者」とは「事業者」との理解で宜しいでしょうか。	「契約者」とは、事業契約の契約者である県企業庁と事業者を指します。
195	実施方針	53	資料 8	3	(1)			有価利用可能量の改定	3年ごとに有価利用可能量を改定することができると思いますが（天日乾燥床の脱水ケーキ除く）、3年を待たずして成分の変化等により、有価利用が困難になる場合があると思われまます。事業者が最大限の努力をした上で、有価利用が困難な場合においては、不可抗力とみなし一定の費用を県企業庁に負担してもらえませんか。	有価利用可能量及び非有価利用による脱水ケーキ処理単価の見直し期間を3年より短縮する考えはありません。県企業庁は、本事業において、脱水処理業務および脱水ケーキの再生利用業務を長期にわたって包括的に民間事業者に委ねることにより、脱水ケーキの再生利用（有価利用）を民間事業者のノウハウをもって安定的に促進していくことを期待しており、事業者の提案を短期間のうちに見直すことが適当と考えておりません。ただし、再生利用市場の消失による場合は、この限りではありません。
196	実施方針	57	資料 9	1	(2)			要求性能確認計画書等の作成	要求性能確認報告書は「原則として月1度県企業庁へ提出・報告すること」と記載されていますが、P58(4)の記述より月1度の報告書提出が必要な段階は運営・維持管理業務等に関するモニタリングのみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	実施方針	57	資料 9					資料9 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について	要求性能確認計画書の作成に関し、「詳細は、脱水処理施設等の増設・更新等業務及び排水処理施設の運営・維持管理業務の着手前までに県企業庁と事業者が協議のうえ決定することとします。」とありますが、その概略スケジュールをご教示願います。	落札者決定後、事業契約締結までのあいだに概要を決定し、詳細は、脱水処理施設等の増設・更新等業務及び排水処理施設の運営・維持管理業務の開始前までに、それぞれ決定することを想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
198	実施方針	60	資料9	2	(1)	ア		図表9-2	「③汚泥受入停止日数」において、原水の水質異常に伴うPACの過剰注入時について、汚泥の沈降性が悪化した場合、その汚泥の受入にあたっての排泥頻度等の協議は可能でしょうか。	協議は可能です。
199	実施方針	60	資料9					資料9 対価の減額（図表9-2）	確認項目のうち、②～⑤について減額又は支払停止になる条件を具体的にご教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
200	実施方針	62	資料9	2.	(2)	イ		脱水設備の脱水能力	2段目「・1回目の改善勧告後、（略）2回目の改善勧告を行うと共に、改善予定日を含む期のサービス購入料を減額します」との記載がありますが、「サービス購入料を支払停止します」という意味でしょうか。また、3段目「・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料とともに支払停止分を支払います。」との記載がありますが、ここにいう「支払停止分」とは何をいうものでしょうか。具体的な支払停止の流れをご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
201	実施方針	63	資料9	2	(2)	ウ	(ア)	脱水ケーキの不法投棄及び協議を経ない最終処分場への埋め立て	当該事態発生時は「サービス購入料全額の支払いを即時停止」とありますが、ここで即時停止されるサービス購入料とは、維持管理運営費見合いのサービス購入料を示し、設計建設等に係るサービス購入料は支払い停止の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	実施方針	63	資料9	2.	(2)	ウ		脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	「再生利用市場の消失」の具体的な定義（地域等に限定があるか否か）をお示しいただけますでしょうか。	具体的な定義は想定しておりません。
203	実施方針	65	資料9					落札者決定基準の考え方	総合評価における「価格面の評価」と「提案の採点」の評価ウエイトの割合を御教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
204	実施方針	67	資料9	4	(2)			図表10-2	評価の視点に「保安性」とありますが、テロや不法侵入者等の第三者に対する対応性という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
205	実施方針						保険について	本事業における保険の付保について、以下の点をご教示ください。 ①事業者が付保すべき保険がありましたら、その内容をご教示ください。 ②本事業開始後、県企業庁にて付保する予定の保険がありましたら、ご教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
206	実施方針						事業契約締結後のサービス購入料の予算計上について	毎年のサービス購入料の予算は、前年度の議会の議決を経る必要があるでしょうか？また、議会の議決が得られない場合は、どのような取り扱いとなるでしょうか？	毎年のサービス購入料は、事業契約に基づき支払います。
207	実施方針						現状の運転管理の状況	現状の運転管理の状況（運転人員、時間、委託の有無など）をご教示ください。	運転人員は、豊橋浄水場は1人、他の4浄水場は2人です。 時間については、閲覧資料(2/2)参考資料01～05の「発生土処理月報」をご参照ください。 なお、5浄水場とも、「愛知水と緑の公社」への業務委託により実施しています。
208	閲覧資料						参考資料 9	既設脱水処理施設等完成図書中で、下記図書について開示願います。 ・豊橋浄水場の増築工事（④～⑤通り間）建物設計図書。 ・豊川浄水場 新築工事設計図書。（ケーキヤード棟含む） ・幸田浄水場／豊橋浄水場の建築設備設計図書。	現存する資料については、開示する予定です。
209	要求水準書 (案) 添付資料	1				3	処理汚泥量の算定	濃度改善後における幸田浄水場の計画汚泥濃度は約3.5%、豊橋浄水場の計画汚泥濃度は約2.5%に設定したとありますが、その根拠を御教示下さい。	実績汚泥濃度、実績ろ過速度、現況の脱水規模等を参考に設定した値です。
210	要求水準書 (案)	3	1	(3)	ア	(イ)	ケーキヤード等の整備	ケーキヤード等の整備とは、全てのコンベヤの更新も含むのでしょうか。また、各浄水場の脱水設備およびヤード使用停止期間はどれほどの期間を想定されておりますでしょうか。	ケーキヤードの整備とは、全てのコンベヤの更新を含みます。 なお、脱水設備およびヤードの使用停止期間は想定していません。発生汚泥量を適切に処理できるように提案してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
211	要求水準書 (案)	3	1	(3)	イ	(ア)	d	濃縮槽からの汚泥引き抜き	運転・計量等の管理業務は事業者の裁量にて行うものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案) p.31を(6)ご参照ください。県企業庁が作成する「濃縮槽運転計画」の範囲内で、県企業庁の管理責任のもと、事業者の裁量で業務を行って頂くことになります。また、事業者は、「濃縮槽運転計画」の作成に際し、県企業庁に対して、濃縮槽の運転方法等に係る提案を行うことができます。
212	要求水準書	4	1	(3)	イ			「事業概要を図表」は、正しくは「業務内容を図表」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。訂正します。	
213	要求水準書 (案)	4	1	(3)	イ	(イ)		天日乾燥床の脱水ケーキの掻き出し業務	天日乾燥床への汚泥投入量計画・実績は随時連絡いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて連絡する予定です。
214	要求水準書 (案)	4	1	(3)	イ	(イ)	a	脱水ケーキの掻き出し	脱水ケーキの掻き出し時期については事業者の裁量にて行うものと理解してよろしいでしょうか。	掻き出し時期は、県企業庁が決定しますが、事業者は県企業庁に対し、掻き出しの要請頻度等を提案することは可能です。
215	要求水準書 (案)	4	1	(3)	イ	(イ)	d	ケーキヤード等の維持管理	ケーキヤード等の維持管理には警備業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 (案)	5	1	(3)	ア			図表1-2	運営・維持管理業務等に「県企業庁への引継ぎ」とありますが、具体的な引継ぎ内容をご教示願います。	要求水準書(案) p.32(8)をご参照ください。
217	要求水準書 (案)	5						業務内容一覧	豊橋南部浄水場のケーキヤード整備に関する工事監理が本事業対象外との理解で宜しいでしょうか。	豊橋南部浄水場のケーキヤード整備に関する工事監理も本事業の対象とします。
218	要求水準書 (案)	5						業務内容一覧	県企業庁が行う「国庫補助申請・検査業務の支援協力」が幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場の3浄水場のみを御教示下さい。	県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力の対象浄水場は、国庫補助の適用可能性がある安城浄水場のみとします。
219	要求水準書 (案)	6	1	(4)	ア			整備対象施設及び事業範囲	脱水機棟の更新、維持管理計画の参考と致したく、既存の主要建築機械設備、建築電気設備のリストを開示いただきたく、ご検討をお願いします。	現存資料は開示する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
220	要求水準書 (案)	6	1	(4)	ア		整備対象施設及び事業範囲	既設脱水棟の整備では、老朽化した建築構造物・付帯設備等も想定されておりますでしょうか。必要な要望があれば具体的にご教示願います。	老朽化した建築構造物、付帯設備等も想定しています。なお、現時点では要求水準書(案)で示した以外の要望は、ありません。
221	要求水準書 (案)	6	1	(4)	ア		整備対象施設及び事業範囲	既設脱水機棟の整備履歴がございましたら、ご教示願います。	現存資料は開示する予定です。
222	要求水準書 (案)	6	1	(4)	ア		整備対象施設及び事業範囲	整備対象施設の中に外構施設とあり、その維持管理対象範囲は閲覧資料の「PFI事業者管理対象範囲」との記載がありますが、事業費用算出のため詳細な対象範囲(用地)をお示し願います。また、事業者提案により、事業者対象施設(用地)の拡張は可能でしょうか。	PFI事業者管理対象範囲の詳細は、入札説明書等で示す予定です。なお、事業者提案による事業者対象施設(用地)の拡張は認めません。
223	要求水準書 (案)	6	1	(4)	ア		外構施設	「図表1-3より、脱水棟及びケータリヤード周辺の屋外照明設備、維持管理が該当範囲」と記載されています。照明設備等の増設・更新は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	要求水準書 (案)	7	1	(4)	ア	注2	脱水機等の更新計画	必要脱水能力を確保できれば、1台あたりの脱水規模(ろ過面積)を削減してもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)	脱水設備等の更新計画	安城浄水場の既設撤去済みの脱水機基礎は更新時に利用可能でしょうか。	事業者の責任と費用で利用可能です。
226	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)	図表1・4 注2)	「・・・必要脱水処理能力を確保することを前提として、脱水前処理設備の設置、脱水機の増設、1台あたりの脱水規模(ろ過面積)の増強、脱水機台数の削減等を行うことが可能とする。」とありますが、設備規模、内容は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)	脱水設備等の計画諸元	注2)の記述は、脱水機の型式について長時間型、中時間型、短時間型のどれを採用しても良い、と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
228	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)	図表1-4注2) 脱水機の台数	図表1-5の必要脱水能力を確保していれば、脱水機の台数は1浄水場あたり2台でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
229	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)		図表1-4注2) 脱水機の台数	図表1-5の必要脱水能力を確保しており、1浄水場あたり最低2台を確保していれば、脱水前処理の設置をしなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)		図表1-4注2) 脱水機の台数	図表1-5の必要脱水能力を確保しており、1浄水場あたり最低2台を確保していれば、脱水機の更新をしなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	更新の対象となります。なお、必要脱水能力が確保されていれば、未更新の脱水機は撤去してください。
231	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)		図表1-4 設計・建設予定期間及び脱水機の台数	1浄水場あたりの設置台数を減らした場合は、設計・建設予定期間に設計・建設を実施しないことが可能との理解でよろしいでしょうか。	設置台数を減らす場合でも、更新対象としている既存脱水機の撤去を予定期間に実施してください。
232	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(ア)		脱水設備等の更新計画	「必要脱水能力を確保することを前提として、脱水前処理設備等の設置、脱水機の増設・・・等行うことも可能とする」とありますが、1台あたりのろ過面積の削減も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(イ)		脱水能力	図表1-5に記載の必要脱水能力値を超える固形物量が発生した場合は、ペナルティ対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	(イ)		脱水能力	脱水能力は汚泥濃度に影響しますので、図表1-5に記載の必要脱水能力は別紙3に示された汚泥濃度の場合と考えてよろしいでしょうか。	必要脱水能力は、汚泥濃度に関係なく、図表1-5に規定するt-ds/日です。
235	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)	(a)	返送濁度	「脱水機のろ液濁度が20度を超過した場合」とありますが、脱水機の機能上、ろ過初期時は20度を超過することがあります。「排水池への返送濁度」という理解でよろしいでしょうか。	脱水機のろ液濁度とは、ろ布洗浄水や雑排水等を含まない脱水機のろ液を一旦貯留槽等で受けた後、排水池へ返送する際のろ液濁度とご理解ください。
236	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)		脱水機性能	「脱水機のろ液濁度が20度を超過した場合、・・・」とありますが、このろ液濁度とはろ液を一旦貯留槽で受けた後、排水池へ返送する際のろ液濁度と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
237	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)	b	脱水機性能	「・・・適切な含水率を維持すること・・・」 とありますが、再生利用がなされれば事業者の提案 によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)	c	脱水機性能	「既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと」 とありますが、運転設備の選択は問わないとの 理解でよろしいでしょうか。また、更新工事期間中 の一時的な既設脱水設備の停止は問題ないと考えて よろしいでしょうか。	既設脱水機を含めて管理して下さい。 更新工事期間中の一時的な既設脱水設備の停止は、 発生汚泥を適切に処理できるのであれば可能です。
239	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)	C	既設脱水設備等と の併用管理運転	既設の脱水設備等の管理運転は事業者の裁量による ものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	要求水準書 (案)	8	1	(4)	イ	(ウ)	e	脱水機性能	設置後25年程度の耐用年数を有することとありますが、 これは目安の期間であり、事業者が本事業終了 後の保証をすることではないとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
241	要求水準書 (案)	9	1	(4)	イ	(カ)		乾燥設備	「乾燥設備の設置は認めない」とありますが、乾燥 設備が一体化されている脱水機、乾燥設備以外の熱 源設備も設置不可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書 (案)	9	1	(4)	イ	(ク)		脱水設備等の耐震 性	「・・・地震動レベル2の・・・転倒しないよ う、十分な耐力を有するボルト等によって、構造物 床版等に固定する」とありますが、既設棟の床は十 分強度があり耐震補強の範囲外であるとの理解でよ ろしいですか。	幸田浄水場と豊橋浄水場を除く豊田浄水場、安城浄 水場及び豊川浄水場の3浄水場については、耐震補 強の範囲外です。 ただし、機器設置に必要な補強は事業範囲となりま す。
243	要求水準書 (案)	9	1	(3)	イ	(コ)		濃縮施設との整合 性の確保	図表1-6で脱水機設備への送泥ポンプ容量の記載が ありますが、この送泥ポンプの吐出容量、吐出圧の 適正を参考として確認したく、既設容量根拠の御提 示を御願い致します。	吐出圧は以下となっています。 豊田浄水場；0.65m ³ /分×15mH×7.5kW 幸田浄水場；0.55m ³ /分×12mH×5.5kW 安城浄水場；3.2m ³ /分×15mH×30kW ；3.29m ³ /分×15.2mH×30kW ；3.285m ³ /分×15.2mH×30kW 豊橋浄水場；1.02m ³ /分×12.1mH×7.5kW 豊川浄水場；0.4m ³ /分×18mH×3.7kW

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
244	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(コ)	図表1-7 (汚泥濃度)	記載された濃度から著しく乖離した汚泥が発生した場合においても、事業者は本要求水準を満たす必要があるのでしょうか。	図表1-7に記載した汚泥濃度は、要求水準ではありません。なお、汚泥濃度が日変動値から著しく乖離したした場合の対応は、県企業庁と事業者が協議を行い決定します。
245	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(コ)	濃縮施設との整合性の確保	「図表 1-7 濃縮汚泥の状況」にある汚泥濃度について、日常の測定方法・頻度等をご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
246	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(コ)	ケーキヤード	「・・・既存のケーキヤードを使用する事とするが・・・保管場所から脱水ケーキが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な処置を講ずるものとする。」とありますが、現状はその様な懸念は無いとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(コ)	ケーキヤード	「必要な措置を講じるもの」とありますが、既設ケーキヤードは事業者が「産業廃棄物処理業」を受けて維持管理を行う上で、「保管基準を満足しているとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(コ)	ケーキヤード	豊橋南部浄水場で整備するケーキヤードが設置可能な用地範囲の詳細をお示し願います。	実施方針の閲覧資料の参考資料12、図6-1に示す配水ポンプ室東北側の一角全てが利用可能です。利用可能面積は約50m四方ですが、詳細は協議とします。
249	要求水準書 (案)	10	1	(3)	イ	(コ)	ケーキヤードの整備	豊橋南部浄水場でのケーキヤード整備計画のため、浄水場既存地質調査結果書の確認が必要と考えます。御提示御願います。	現存資料は開示する予定です。
250	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(サ)	季節変動への対応	季節変動による高濁度時、低濁度時の対応について、別紙7の実績を越えた場合に事業者が発生した追加費用は県企業庁が負担していただけるとの理解でよろしいのでしょうか。	別紙7は参考として示したもので、季節変動による高濁度時、低濁度時の対応に要した追加費用は、原則として事業者負担となります。
251	要求水準書 (案)	10,11	1	(4)	イ	(コ)	見出し	(コ) が二つありますが、二つ目の (コ) 以降は、(サ) (シ) (ス) ということでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
252	要求水準書 (案)	11	1	(4)	ウ	(ア)	景観等への配慮	新設する豊橋南部のケーキヤード建設についての更新工事中及び維持管理における配慮であり、既存棟を変更する等のものでは無いとの理解でよろしいでしょうか。	既存の脱水機棟を改修する場合についても、景観等への配慮を求めます。	
253	要求水準書 (案)	11	1	(4)	イ	(シ)	ろ液の水質管理	ろ液の濁度管理を常時行うとありますが、豊田浄水場・幸田浄水場・安城浄水場・豊川浄水場の長時間型脱水機の運転は、夜間無人となるケースが考えられます。無人の場合はこの限りでないということでしょうか。	無人の場合も、ろ液の濁度管理の対象となります。	
254	要求水準書 (案)	11	1	(4)	イ	(シ)	ろ液の濁度管理	「排水池の運転管理上、・・・ろ液の濁度管理を常時行うこと。」とありますが、ろ液の水質管理としては返送水の濁度が管理出来ればよいとの理解でよろしいですか。また、ペナルティーポイントが課される「ろ液濁度20度以上」も、ろ液が排水池に返送されていることが確認された場合との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 235への回答をご参照ください。	
255	要求水準書 (案)	11	1	(4)	ウ	(オ)	電波障害	「電波障害が発生した場合は、事業者が対応する・・・」とありますが、現状は電波障害は発生は無く、工事中に大型クレーン等を使用する際の障害を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
256	要求水準書 (案)	11	1	(4)	エ	ア	0	改修計画	脱水機の改修に当たっては既設建材のアスベスト含有の有無が不明です。提案時には、アスベスト含有が無いものとして考えてよろしいでしょうか。もし含有の場合は別途追加工事と考えてよろしいですか。	アスベスト含有については、実施方針の閲覧資料「参考資料9」をご参照ください。(入札公告時には、資料を追加する予定です) なお、含有していることが入札説明書等から合理的に推測可能なアスベストについては、アスベストの含有部分を施工する場合に必要な曝露防止対策等は、事業範囲に含みます。
257	要求水準書 (案)	11	1	(4)	エ	イ	0	耐震性能	耐震改修を行わない浄水場(豊田・安城・豊川)について、機器据付に伴う建屋構造チェックは床スラブ・梁のみの断面チェックを行うものと考えてよろしいですか。その際の準拠基準は建設当時のものを採用でよろしいですか。	機器据付に伴い必要な措置は全て実施してください。なお、準拠基準については、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
258	要求水準書 (案)	12	1	(3)	エ	(イ)	脱水機棟の要件	5浄水場脱水機棟について「事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置」とあります。5浄水場のうち幸田浄水場及び豊橋浄水場については、同(ウ)項にて具体耐震性能とこれに対する耐震補強工事の要求がありますが、豊田、安城、豊川浄水場について耐久性の具体性能について御提示御願います。	鉄筋コンクリート造は50年で耐用年数を迎えます。豊田浄水場以外は耐用年数を超える事になりますので、目視調査や修繕履歴等の確認により、不具合の補修を行う程度と想定しています。
259	要求水準書 (案)	12	1	(3)	エ	(イ)	脱水機棟の要件	5浄水場脱水機棟について「事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置」とあります。ケーキヤード建屋が脱水機棟と別棟である場合、該当浄水場のケーキヤード建屋については前記措置の要求はないものと理解してよろしいでしょうか。	ケーキヤードも汚泥棟の一部なので、脱水機棟と同様に適用します。
260	要求水準書 (案)	12	1	(5)	ア	(イ) b	管理区分	共有機器内の部品等が故障した場合、その復旧は事業者負担となるのでしょうか。また、共有機器の一次側が故障した場合、その対応等の管理は県企業庁殿の管理ということによろしいでしょうか。	「脱水設備等の各負荷等に関連する」ものは事業者負担、それ以外のは県企業庁にて管理（負担）することを原則とします。
261	要求水準書 (案)	12	1	(5)	ア	(ア) a	電源区分	「・・・電力計を設置する。」とありますが、既設動力負荷設備で県企業庁殿と事業者で共有使用するものについては電力計にて電力使用量を区分することが困難なものがあると考えます。そのような負荷に関しては事業者と精算する電力量から除外して頂けますでしょうか。	原則として事業者負担とします。なお、電力使用量を区分するために必要な機器の設置は妨げません。
262	要求水準書 (案)	12	1	(5)	ア	(イ)	電源区分	監視操作盤の区分にて、県企業庁殿、事業者に区分したものはそれぞれが管理し、管理区分を明確に出来ない共有機器については事業者の管理となるとの理解でよろしいでしょうか。	県企業庁、事業者に区分したものはそれぞれが管理し、管理区分を明確に出来ない共有機器については県企業庁の管理とします。
263	要求水準書 (案)	12	1	(5)	ア	(ア) 0	電源区分	建築付帯の照明電源（照明・コンセント・換気扇など）についても電力量を計測する必要がありますか。共用部はどのように考えたらよろしいでしょうか。	建築付帯についても、電力量の計測をしてください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
264	要求水準書 (案)	13	1	(5)	ア	(ウ)	信号の授受	必要信号の受け渡し場所は、県企業庁殿及び事業者が協議によりそれぞれ1ヶ所を定め端子盤による端子渡しでよろしいですか。県企業庁殿で管理される既設監視盤への信号取り込み及びソフト改造は別途と考えております。	信号の受け渡し場所は協議により1カ所とします。県企業庁管理範囲の既設監視盤への取込み・ソフト改造等は県企業庁が行います。既設監視盤で事業者管理範囲の信号処理は事業者負担となります。
265	要求水準書 (案)	13	1	(5)	ア	(ウ)	信号の授受	県企業庁殿と事業者にて受け渡す計装信号の通信方法について御教示御願います。(県企業庁殿浄水施設における通信方法に事業者は合わせるものと想定します)	基本的に現況通信方法に合わせて下さい。ただし、更新時には事前に協議することとします。
266	要求水準書 (案)	13				(ウ)	信号の授受	事業者は脱水機の・・・県企業庁信号を発信する。とありますが、信号を追加する必要がある場合、受信側の改造は事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	信号授受の端子台(事業者負担)を分岐点として、企業庁へ発信する信号の追加に要する端子台より先の改造に係る費用は、県企業庁の負担とします。
267	要求水準書 (案)	13	1	(5)	ア	(エ)	メータ等の設置	豊橋南部に新設するケーキヤードへは、水道水の無償供給は可能でしょうか、ご教示願います。	水道水の無償供給は可能です。ただし、水道の供給に必要な水道管の設置費用等は、事業者負担とします。
268	要求水準書 (案)	13	1	(3)	イ	(ア)	業務引き継ぎ	引き継ぎの開始は、事業契約締結後における事業者の提案ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、引き継ぎは、事業開始までに完了させる必要があります。
269	要求水準書 (案)	13	1	(5)	イ	(イ)	濃縮汚泥の引渡し	「ケーキヤード内に汚泥を残し、代わりに濃縮槽内の汚泥量を減らすことも可能」とされておりますが、汚泥量を減らす目安(例えば容量の半分等)はありますか。	目安はありません。
270	要求水準書 (案) 添付資料	13					含水率	含水率が「脱水ケーキ」では69~73%と推計されています。有効利用で前提としている含水率と異なりますが問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書 (案)	14	1	(6)			遵守すべき法制度	③消防法について、既設脱水機棟は消防法に基づいており、火災報知器等をそのまま使用できるという理解でよろしいですか？	既設の火災報知器等については、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
272	要求水準書 (案)	15	2	(2)				ケーキヤード等の整備	「廃掃法に基づき、・・・ケーキヤードに必要な処置を講ずる」とは、建築構造物の更新あるいは老朽部分の修繕を想定していますでしょうか。既設ヤードの整備履歴および具体的改善要望があればご教示願います。	修繕に限らず、必要な措置全てを想定しています。既設ヤードの整備履歴及び具体的改善要望はありません。
273	要求水準書 (案)	15	2	(2)				ケーキヤード等の整備	豊橋南部のケーキヤード設置に関し、関係官庁とは基本的合意はされておりますでしょうか。また、必要規模・構造などについてご教示願います。	関係官庁とは合意等は、なされておられません。なお、必要規模、構造等は、提案してください。
274	要求水準書 (案)	15	2	(2)				ケーキヤード等の整備	廃掃法に基づき5浄水場では既設のケーキヤードに必要な措置を講ずる、とありますが、現状では既に法に基づき整備されているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書 (案)	16	2	(6)	ウエ			中間確認 設計図書の提出	中間確認に必要な図面、書類を具体的にご教示願います。また、中間確認および設計図書の提出時期をご教示願います。	基本設計に相当する図書類等を想定しています。具体的な提出時期は、県企業庁と事業者の協議により決定する予定です。
276	要求水準書 (案)	17	2	(7)	ア			本事業とは別に行う 工事や業務等	現状予定される、県企業庁が本事業とは別に行う工事や業務等の具体的内容をご教示ください。	現時点で開示できるものではありません。
277	要求水準書 (案)	17	2	(7)	ア			既設脱水設備の更新	現地見学会にて既設脱水設備を確認のところ、脱水機本体を支持する鋼製架台が脱水機棟建屋鉄骨と接合され一体化し、建築構造物と見える浄水場（豊橋浄水場等）がありました。既存建屋で建築構造物である鋼製架台が有る場合はその浄水場、箇所を御教示お願い致します。	実施方針の閲覧資料「参考資料9 既設脱水処理施設等完成図書」をご参照下さい。
278	要求水準書 (案)	17	2	(7)	イ	(ア)		濃縮槽と脱水設備 等施工分界点	濃縮槽から汚泥貯留槽への汚泥移送ポンプについて県企業庁殿の施工、保守管理、事業者での日常の運転として施工分界の記載があります。濃縮槽から汚泥移送ポンプ間の設備において、万一、故障が発生し、日常の排水処理の停止を要する事態が発生した場合、本設備の①修理処置、および、②故障停止期間が長期化した場合の送泥手段の確保等の復旧対応は県企業庁殿の責任所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
279	要求水準書 (案)	17, 18	2	(7)	イ	(イ)	a 脱水処理施設等建設上の施工分界点電源区分	脱水設備等の増設・更新時にて、三つのパターンが提示されていますが、5浄水場がそれぞれのパターンを想定しているかご教示ください。また、県企業庁の想定している更新スケジュールをご教示ください。	想定しているパターンはありません。増設・更新時の既設状況等を踏まえて提案して下さい。県企業庁の具体的な更新スケジュールは現時点で確定していません。
280	要求水準書 (案)	18	2	(7)	イ	(ウ)	a 脱水設備等の増設・更新時	監視操作盤を更新・増設等する場合、CRTのみでグラフィックパネルを不採用とする提案は可能でしょうか。	可能です。
281	要求水準書 (案)	18	2	(7)	イ	(ウ)	(C) 脱水処理施設等建設上の施工分界点監視操作盤	a脱水設備等の増設・更新時にて、事業者が脱水設備等の増設・更新を行う前に、県企業庁が企業庁管理の監視操作盤等を更新する場合は記載されていますが、県企業庁の想定している更新スケジュールをご教示ください。	現時点では、具体的な更新スケジュールは想定していません。
282	要求水準書 (案)	18	2	(7)	(ウ)	a	c 監視操作盤等の更新	文章中に、「県企業庁が企業庁管理の監視操作盤等を更新する～」とありますが、県企業庁の更新の計画をご教示願います。	質問No. 281への回答をご参照ください。
283	要求水準書 (案)	18	2	(7)	イ	(ウ)	b 脱水設備等の増設・更新後	更新後の動力設備については、すべて既設電気室に収納しなければなりませんでしょうか。(仮設時ではなく、最終形として)	その必要性はありません。既設電気室に設置しない場合は、結露、粉塵、小動物の侵入防止等の対策を講じて下さい。
284	要求水準書 (案)	19	2	(7)	イ	(オ)	ろ液の排水管	5浄水場すべての脱水設備について、ろ液排水を貯留槽でうけたのち、排水池に返送する設備フローに変更する必要がありますでしょうか。またろ液排水とは脱水機棟からの排水(ろ液、ろ布洗浄水、場内排水等)と考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていれば、フローを変更する必要はありません。また、ろ液排水とは、ろ液のみを示し、ろ布洗浄水、場内排水等は含みません。
285	要求水準書 (案)	19	2	(7)	イ	(オ)	ろ液の排水管	新たに貯留槽を設ける場合は、5浄水場の更新工事期間に施工すると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 284に該当する貯留槽の場合は、事業開始までに施工してください。それ以外の貯留槽については、ご理解のとおりです。
286	要求水準書 (案)	19	2	(7)	ウ	(ア)	a 電気	設備の更新等を行う場合は、県企業庁の電気設備仕様に準拠して施工し、とありますが、仕様に準拠していれば既設の仕様にとらわれず事業者の仕様で製作施工してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
287	要求水準書 (案)	20	2	(7)	ウ	(ア)	c	下水	「・・・使用量に応じた費用を事業者が負担するものとする。」とありますが、生活用水についてメーターを設け使用量を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札説明書等で示す予定です。
288	要求水準書 (案)	20	2	(7)	ウ	(イ)		保安設備	「フェンス、門扉等の保安設備は特に設置する必要はないものとする。」とありますが、既存脱水機棟についても既存の鍵等をそのまま引き継ぎ使用可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、将来必要になった場合は、県企業庁にて設置するものと理解してよろしいでしょうか。	既存鍵等の使用に関しては、ご理解のとおりです。なお、フェンス、門扉等が将来必要になった場合は、県企業庁が設置します。
289	要求水準書 (案)	20	2	(7)	エ	(イ)		増設・更新業務中のユーティリティー 仮設電力	建設工事に係る仮設電力について発電機等にて対応し電力会社と契約しないことは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす場合は可能です。
290	要求水準書 (案)	20	2	(7)	エ	(ウ)		増設・更新業務中のユーティリティー 下水	工事期間中における工事要員の衛生排水を運営・維持管理業務の下水等と一括して処理対応することは可能でしょうか。	要求水準書(案) p.20エ(ウ)をご参照ください。
291	要求水準書 (案)	20, 21	2	(7)	キ	(イ)		増設・更新業務中のユーティリティー 仮設電力 設備等の試運転	建設工事のうち試運転調整に関する電力については浄水場からの供給は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、電力料金は事業者負担となります。
292	要求水準書 (案)	21	2	(7)	キ			設備等の試運転	試運転期間中に発生する脱水ケーキは事業者の責任及び費用負担において再生利用することとありますが、既設脱水機等より発生する脱水ケーキと一緒に再生利用するとの理解でよろしいでしょうか。また、試運転にて発生する脱水ケーキも事業全体の再生利用量に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	要求水準書 (案)	21	2	(8)				5 浄水場における脱水施設等の増設・更新に係わる工事監理	事業者から建設会社へ工事を発注する際の建設業法上の業種は機械器具設置工事業(建築、電気は付帯工事)と解してよろしいでしょうか。	事業者(SPC)が発注する工事の内容によります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
294	要求水準書 (案)	21	2	(8)				5 浄水場における 脱水施設等の増 設・更新に係わる 工事監理	【工事監理者】とは、建設会社が配置する監理技術者ではなく、施主側の立場に立って工事が設計図書のとおり実施されているか確認する者と解してよろしいでしょうか。その場合、工事監理者は事業者より配置すると解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	要求水準書 (案)	21	2	(8)				5 浄水場における 脱水施設等の増 設・更新に係わる 工事監理	現場代理人（現場監督者）は常駐・・・と記されておりますが、これは、建設会社が配置するものであり、監理技術者（又は主任技術者）を兼務出来ると解してよろしいでしょうか。また、機器製作期間と現場施工期間の切り替わり時期に、現場代理人（兼監理技術者）は途中交代出来ると解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	要求水準書 (案)	22	3	(1)	ウ			情報交換	情報交換の実施は、各浄水場ごとに行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	要求水準書 (案)	22	3	(1)	ウ			情報交換	「毎朝操業前に、・・・情報交換を行うこととする」とありますが、情報交換の頻度や実施時間（操業前中後）については事業者の提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	情報交換は、原則として、朝の始業前に実施することとします。
298	要求水準書 (案)	22	3	(1)	ウ			情報交換	情報交換の内容や方法については事業者の提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	提案は妨げませんが、提案の受け入れ有無は県企業庁が判断します。
299	要求水準書 (案)	23	3	(1)	エ		a	計測、管理項目	県企業庁殿への報告は、日報等の書類でよろしいでしょうか。また、その報告は各浄水場ごとに行うのでしょうか。	書類での報告で結構です。なお、当該報告は、対象浄水場毎に実施してください。
300	要求水準書 (案)	23	3	(1)	エ			汚泥量等の管理と 報告	「定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量」とありますが、②濃縮槽引抜汚泥濃度の計測頻度は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 152への回答をご参照ください。
301	要求水準書 (案)	23	3	(1)	エ		b	汚泥量等の管理と 報告 脱水処理報告事項	県企業庁へ定期的に報告する①日報②月報③年報の必要な項目（a計測、管理項目以外）は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
302	要求水準書 (案)	23	3	(1)	オ	(ア)	県企業庁殿が提供可能な信号	「b 濃縮槽汚泥界面水位」の実際の界面測定方法をご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
303	要求水準書 (案)	23	3	(1)	オ	(イ)	事業者が提供可能な信号	「a 濃縮槽引抜汚泥量(瞬時値、積算値)」の積算値とは、どのような積算範囲をお考えでしょうか、ご教示願います。	日量を想定していますが、詳細は事業者の提案に委ねます。
304	要求水準書 (案)	23	3	(1)	オ		計測・制御信号の伝送と授受	必要な信号授受が可能なものとする。とありますが、既設で信号の無いものについては、設備更新時に追加すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案) p.23 3. (1)オ に規定されており、既設設備に信号が無いものについては、要求水準書(案) p.12 1. (5)ア に従い必要な信号を運営・維持管理業務開始前に準備して下さい。
305	要求水準書 (案)	24	3	(1)	カ	(ア)	故障及び災害・事故時等	「故障等により、排水処理施設の全部又は一部の機能が停止した場合」と記載があり、濃縮施設も本格復旧の対象になるのでしょうか、ご教示願います。	県企業庁の要請に応じて、復旧の支援を行って頂くこととなります。
306	要求水準書 (案)	24	3	(1)	キ		濃縮汚泥等の運搬	「・・・濃縮汚泥を、自らの責任で当該浄水場以外の5浄水場へ運搬することを認める。」とありますが、排出事業者である県企業庁様が収集運搬業者と契約を結び、産業廃棄物である汚泥を事業者が依頼した5浄水場へ運搬する。その際の費用は事業者のサービス購入料より減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責任と費用で実施することとなります。県企業庁は、収集運搬業者との契約等には関与しません。
307	要求水準書 (案)	24	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	「5浄水場の濃縮汚泥を、自らの責任で当該浄水場以外の5浄水場へ運搬することを認める」とありますが、天日乾燥床の脱水ケーキ及び5浄水場の脱水ケーキも同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	要求水準書 (案)	24	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	5浄水場の濃縮汚泥を自らの責任で当該浄水場以外の5浄水場へ運搬することを認めるが、費用については県企業庁殿は一切負担しないとありますが、事業者の帰責事由以外による汚泥量増加時などで運搬する必要がある場合についても、県企業庁殿は負担していただけないのでしょうか。	事業者の帰責事由以外による汚泥量増加時等で運搬する必要が生じた場合は、県企業庁が負担することもあります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
309	要求水準書 (案)	24	3	(1)	ク		近隣の市町からの水道汚泥の引き取り	近隣の市町からの水道汚泥の引取について、以下の点をご教示下さい。 ①県企業庁様とのリスク分担が不明確となるケース（有害物質の混入等）が想定されることから事業者は拒否できるとの理解でよろしいでしょうか。 ②現在は近隣の市町からの引取の実施状況・引取場所及び現状の近隣市町から要請があれば詳細をご開示下さい。 ③近隣の市町からの水道汚泥引取は、廃棄物処理法上の収集運搬及び中間処理に該当しないとの理解でよろしいでしょうか？	①ご理解のとおりです。 ②質問No. 22への回答をご参照ください。 ③該当します。
310	要求水準書 (案)	24	3	(1)	ケ	(7)	水道	ポンプシール水等、設備で用いる水道は無償、生活の用に供する水道は有償という認識でよろしいでしょうか。	安城浄水場については、設備で使用する用水（工水）は無償、生活用水は有償です。その他の4浄水場については、設備で使用する用水・生活用水は無償です。
311	要求水準書 (案)	24	3	(1)	ケ	(7)	水道	文面中に「水圧の保証はできないため、」と記載がありますが、実際に現状で水圧が保たれていない場所があるのでしょうか、施設名等をご教示願います。	現状ではありません。
312	要求水準書 (案)	25	3	(1)	ケ	(イ)	下水	ポンプシール水等の設備で用いる水道使用量は、下水道代金に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	要求水準書 (案)	25	3	(1)	ケ	(イ)	0 下水	浄化槽設備が設置されている浄水場について、事業者範囲外の管理棟などとは独立した浄化槽になっているのでしょうか、もしくは合併した合併浄化槽になっているのでしょうか、ご教示願います。また各浄化槽の設置年度をご教示願います。	管理棟とは独立した浄化槽です。設置年度は、入札説明書等で示す予定です。
314	要求水準書 (案)	25	0	0	ケ	(ウ)	電気	事業用地内の電気設備の維持管理は事業者が行うこととありますが、県企業庁単独設備については除外と考えてよろしいですか。	本項は、ユーティリティに関する事項なので「事業用地内の電気設備・・・」は削除します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
315	要求水準書 (案)	25	3	(1)	コ			初期状態の確認	県企業庁殿と事業者の共通認識を持つために、機器等の初期状態を双方で確認する作業が必要と思われるのですが、企業庁殿のお考えをご教示下さい。	要求水準書(案) p.13イ(ア)の運営・維持管理業務の引き継ぎにおいて、県企業庁と事業者が協議のうえ、実施することは可能と考えています。
316	要求水準書 (案)	25	3	(1)	コ			事業期間終了時の状態	「事業終了後1年以内に大規模な修繕を要することのない状態」で県企業庁へ引き渡すこととされておりますが、どのような方法で確認を行うのでしょうか。	設備の状況の目視確認や、修繕履歴等の確認等を想定しています。
317	要求水準書 (案)	25	3	(1)	コ			事業期間終了時の状態	「事業終了後1年以内に大規模な修繕を要することのない状態」とありますが、大規模な修繕とは具体的にどの程度を大規模と解釈したら良いのでしょうか。	機器の性能・機能について、実務上支障の無い状態まで回復させるための修繕を言います。(毎年の定期的な修繕は除きます)
318	要求水準書 (案)	25	3	(1)	サ	(イ)		周辺住民対応	「周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。」とありますが、事業者が行うべき内容があればご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
319	要求水準書 (案)	25	3	(1)	サ	(ア)		周辺住民対応	各浄水場の過去の具体的な周辺住民対応が御座いましたら御教示願います。	開示できるものではありません。
320	要求水準書 (案)	25	3	(1)	サ	(イ)		見学者対応	今までの実績(実施回数、人数等)をご教示願います。また、事業期間中における対応頻度は、その実績に基づくものでよろしいでしょうか。	排水処理施設の見学実績はありません。
321	要求水準書 (案)	25	3	(1)	サ	(イ)		見学者対応	見学者の一次対応窓口は県企業庁様であり、対応方法については事業者と調整との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書 (案)	25	3	(1)	サ	(イ)		見学者対応	過去実績(5年程度)において、水道週間の開放日を除いた見学者数、頻度が判りましたら御教示御願います。	質問No. 320への回答をご参照ください。
323	要求水準書 (案)	26	3	(2)	ア			県企業庁の他浄水場の汚泥の受入	県企業庁の他浄水場とは、今回事業対象以外の浄水場という意味でよろしいでしょうか？この場合、廃棄物処理法上の中間処理業の許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか？また、費用の負担はどのようになりますでしょうか？	県企業庁の他浄水場の意味はご理解のとおりです。廃棄物処理法上の中間処理業の許可は必要です。必要な費用は、県企業庁が負担します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
324	要求水準書 (案)	27	3	(3)	ア	(ウ)	電気技術者	「電気技術者（第3種電気主任技術者相当以上）」とありますが、第一種電気工事士はそれに相当するという認識でよろしいでしょうか。	第一種電気工事士は該当しません。
325	要求水準書 (案)	27	3	(3)	ア	(ウ)	電気・機械・計装設備	自家発電機の容量算出には、排水処理施設は対象外としているので、電力事故や点検時には停電となることを想定しておくこと。と明記されておりますが、排水処理施設用の自家発電機を設置するとは解釈しておりませんかよろしいですか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書 (案)	27	3	(3)	ア	(エ)	脱水機棟	脱水機棟および脱水機棟排水設備の建築付帯設備の更新履歴を開示願います。	現存する資料は開示する予定です。
327	要求水準書 (案)	27	3	(3)	イ	(ア)	a 脱水設備等維持管理業務	現在実施されている法定点検の種類を御教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
328	要求水準書 (案)	27	3	(3)	ウ	(ア)	a 脱水機棟維持管理業務	現在実施されている法定点検の種類を御教示ください。	質問No. 327への回答をご参照ください。
329	要求水準書 (案)	27	3	(3)	イ		脱水設備等維持管理業務	「設備の維持管理はエネルギー削減に配慮したものであること」との記載がありますが、具体的な数値目標等はございますでしょうか。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、浄水場全体の使用電力量の原単位を削減することを目標としています。個別の脱水設備において具体的な目標値はありませんが、省エネルギーに努めるようにして下さい。
330	要求水準書 (案)	27	3	(3)	イ	(イ)	修繕の予定内容	提案書に記す修繕内容と、業務開始後に作成する「設備修繕計画書」の内容に差違が出た場合、「設備修繕計画書」の内容を優先するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	要求水準書 (案)	28	3	(3)	イ	(イ)	修繕業務	修繕は、計画書で予定してたが不要であると事業者が判断した場合は、省略することが可能でしょうか？この場合、サービス購入料の減額はされないとの理解でよろしいでしょうか。また、当初計画外の修繕が発生した場合、省略された修繕の費用をこれにあてることは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
332	要求水準書 (案)	28	3	(3)	ウ		脱水機棟維持管理業務	建築構造物、内装に関して修繕、更新履歴等がございましたら、ご教示願います。	現存する資料は開示する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
333	要求水準書 (案)	28	3	(3)	ウ			脱水機棟維持管理業務	「設備の維持管理はエネルギー削減に配慮したものであること」との記載がありますが、具体的な数値目標等はございますでしょうか。	質問No. 329への回答をご参照ください。
334	要求水準書 (案)	29	3	(3)	ウ	(ア)	c	建築設備保守・点検記録の作成、保管及び提出	点検・修繕内容等の定期的報告は、四半期報告程度との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	要求水準書 (案)	29	3	(3)	ウ	(ウ)		脱水機棟維持管理業務その他	除塵スクリーン及びメッシュスクリーンの清掃等の頻度は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、現状の清掃頻度をご教示ください。	清掃の頻度はご理解のとおりです。なお、現状の清掃頻度は、入札説明書等で示す予定です。
336	要求水準書 (案)	31	3	(4)	エ			警備結果記録の提出	事業者が提出すべき内容をご教示願います。	要求水準書(案) p.30 (4) イ、ウの結果を記録として整理し、提出してください。
337	要求水準書 (案)	31	3	(5)				汚泥引き抜き業務	本業務に係る時間、頻度等の目安をご教示願います。	参考として、現状の濃縮施設運転管理の概要を入札説明書等で示します。
338	要求水準書 (案)	31	3	(5)				濃縮槽からの汚泥引き抜き業務	「引き抜き汚泥濃度が図表1-7に示す通常の範囲内にあり、濃縮槽の水位が一定以上ある場合には、事業者は浄水処理に支障をきたさないよう、積極的に濃縮施設の汚泥受け入れを行うこと。」とありますが、汚泥濃度、上澄水水位及び汚泥界面の管理は県企業庁様の分担(所管)と考えてよろしいでしょうか。	汚泥濃度、上澄水水位及び汚泥界面の管理は、県企業庁が事業者に指示した方法や基準等の範囲内で、県企業庁の管理責任のもと、事業者が自らの裁量で主体的に行うこととなります。
339	要求水準書 (案)	31	3	(5)				ポンプの操作	ポンプの運転にはオペレーターが介在するのでしょうか。	ポンプの運転は、汚泥棟での運転操作、現場機側での運転操作等を想定しています。参考として、現状の濃縮施設運転管理の概要を入札説明書等で示す予定です。
340	要求水準書 (案)	31	3	(6)				運転支援業務	本業務に係る時間、頻度等の目安をご教示願います。	目安の参考として、現状の濃縮施設運転管理の概要を入札説明書等で示す予定です。
341	要求水準書 (案)	31	3	(6)				ポンプの操作	ポンプの運転にはオペレーターが介在するのでしょうか。	質問No. 339への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
342	要求水準書 (案)	31	3	(6)				運転支援の内容	「支援」とは、事業者が県企業庁殿の業務指示に基づいて（事業者自らが、図表3-2に記載の返送、切換え選択、移送、送泥等の実施・非実施、実施タイミングの判断を行わず、指示通りに）、設備（ポンプ等）の運転スイッチ操作等を行うこと、との理解でよろしいでしょうか。	「支援業務」とは、県企業庁が事業者に指示した方法や基準等の範囲内で、県企業庁の管理責任のもと、事業者が自らの裁量で主体的に業務を行うことを意味します。
343	要求水準書 (案)	31	3	(6)				濃縮施設の運転支援業務	除塵スクリーン、メッシュスクリーンの残渣は企業庁殿への引渡しとのことになっていますが、図3-2ではしさの処分は事業者となっております。引渡しまでが事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。	残渣を引渡し後、県企業庁指示による簡易な場内処分は支援業務の範囲とします。
344	要求水準書 (案)	31	3	(6)				濃縮施設の運転支援業務	本業務に蒲郡浄水場は含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	要求水準書 (案)	31	3	(6)				濃縮槽施設の運転支援業務	本節にあります支援業務対象の施設の管理責任は、県企業庁殿にあるかと認識しますが、運転支援業務とは、スクリーン清掃、ポンプ運転や濃縮槽周辺清掃の作業自体を、県企業庁殿が主体として業務を行い事業者がお手伝いする程度なのか、事業者が主体となって業務を行うのでしょうか、ご教示願います。	質問No. 342への回答をご参照ください。
346	要求水準書 (案)	31	3	(6)				濃縮槽施設の運転支援業務	過去に実施されました濃縮槽の運転計画（濃縮槽の切替え、濃縮槽間の汚泥の移送など）をご教示願います。	参考として、現状の濃縮施設運転管理の概要を入札説明書等で示す予定です。
347	要求水準書 (案)	32	3	(6)				濃縮槽施設の運転支援業務	「図表 3-2 濃縮施設の運転支援の内容」の濃縮槽の支援業務内容『し渣等の処分』の処分について、同節には「日常の清掃及び除去した残渣の県企業庁殿への引渡しを行う」と記載があり、処分については県企業庁殿の所掌範囲かと思われませんが、何か別の業務なのでしょうか、ご教示願います。	質問No. 343への回答をご参照ください。
348	要求水準書 (案)	32	3	(6)				濃縮槽施設の運転支援業務	濃縮槽の支援業務内容『し渣スクリーンの管理・清掃』について、過去の清掃実績（清掃頻度と1回あたりのゴミの量）をご教示願います。	現存する実績の記録は、入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
349	要求水準書 (案)	32	3	(6)	図表3-2			汚泥棟への送泥	「(5) 濃縮槽からの汚泥引き抜き業務」と「汚泥棟への送泥」の業務内容について、その違いが明確になるように、具体的かつ詳細にご教示願います。	「(5) 濃縮槽からの汚泥引き抜き業務」と「汚泥棟への送泥」の業務内容は同一ですので、入札説明書等で統一します。
350	要求水準書 (案)	32	3	(6)	図表3-2			し渣等の処分	「し渣等の処分」とは、し渣を県企業庁殿へ引き渡すこと、との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 343への回答をご参照ください。
351	要求水準書 (案)	32	3	(8)	ア			引継ぎ	「県企業庁からの業務の引継ぎを行うこと。」とありますが、県企業庁殿より引継ぐ具体的な内容をご教示願います。	排水処理施設の運転方法、施設状況、汚泥の管理状況等を想定していますが、詳細は、県企業庁と事業者の協議により決定します。
352	要求水準書 (案)	32	4	(2)				脱水ケーキの掻き出し後の補砂と敷均し業務	過去実績において、一回一床当りの補砂量を御教示下さい。	豊橋南部浄水場の実績は次のとおりです。平成18年度＝約224m ³ 、平成19年度＝約192m ³ 、平成20年度＝約192m ³ 蒲郡浄水場の実績は次のとおりです。平成18年度＝約7m ³ 、平成20年度＝約7m ³
353	要求水準書 (案)	32	4	(1)				脱水ケーキの掻き出し業務	掻き出しを行うに際し「県企業庁の要請があった場合」とされておりますが、要請が無い場合は掻き取りは行えないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	要求水準書 (案)	32	4	(1)				脱水ケーキの掻き出し業務	「県企業庁の要請があった場合」とは、県企業庁様指示の下にて業務を実施するとの理解も出来ます。本掻き出しは仕様発注と同様の運転管理との位置付けとの解釈で宜しいでしょうか。	天日乾燥床からの汚泥排出時期は県企業庁が要請しますが、排出の方法は規定しません。
355	要求水準書 (案)	33	4	(2)				脱水ケーキ掻き出し後の補砂と敷均し業務	補砂する砂は川砂と指定ありますが、成分等の指定はございますか。	成分等の指定はありません。
356	要求水準書 (案)	33	4	(3)				脱水ケーキの管理業務	本節は豊橋南部に新設するケーキヤードが対象とされている業務かと思われませんが、天日乾燥床からケーキヤードへの脱水ケーキ移送時期・方法は、事業者提案という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
357	要求水準書 (案)	33	5	(2)	ア		有価利用の形態	環境省通知『平成17年03月25日環廃産発050325002「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成一六年三月一九日閣議決定)」において平成一六年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について』の第四「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化に記載のあります方法として、事業者が売却先に対して脱水ケーキを売却するために要した費用が脱水ケーキの売却費用を上回る形態(廃棄物として運搬し、受け渡し後有価物とする)は可能でしょうか。	所管する県の判断によりますが、愛知県では認められません。
358	要求水準書 (案) 添付資料	34					豊田浄水場 既設機器リスト	No.18のNo.3ケーキ搬出コンベヤは旧No.3ケーキコンベヤを指しているものと判断しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	要求水準書 (案) 添付資料	34					豊田浄水場 既設機器リスト	No.910のNo.1空気圧縮機 No.2空気圧縮機の更新年度が空欄ですが、「適宜更新」の理解で宜しいですか。他浄水場機器リストの更新年度欄が空欄の場合も同様の扱いで宜しいでしょうか。	空気圧縮機は、耐用年数を25年として計画しますので、更新年度は、2034年になり、本事業では更新対象外となります。 他浄水場機器リストの更新年度欄が空欄となっている機器の詳細の取り扱い等については、入札説明書にて示す予定です。
360	要求水準書 (案) 添付資料	34					豊田浄水場 既設機器リスト	ケーキヤード直上部に設置されているNo.5ケーキコンベヤが記載されていませんがどのように対処しますか。	入札説明書等に追記し、更新とします。
361	要求水準書 (案) 添付資料	34					豊田浄水場 既設機器リスト	No.20のケーキホッパーは更新するのですか。既設設備は現在使用されていません。	更新の対象です。なお、事業者が不要と判断した場合は、更新時期に撤去しても構いません。
362	要求水準書 (案)	35	5	(2)	ウ		脱水ケーキの全量 再生利用の確認方法	一時保管とはどのような状況を想定しておりますでしょうか。P.36に記載の場内保管量と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書 (案)	35	5	(2)	ウ		脱水ケーキの全量 再生利用の確認方法	本細節の冒頭にあります「業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、」の天日乾燥の脱水ケーキも発生した時点(天日乾燥床へ排泥した時点)での重量を把握するのでしょうか、ご教示願います。	天日乾燥床の脱水ケーキについては、発生した時点(天日乾燥床へ排泥した時点)での重量を把握する必要はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
364	要求水準書 (案)	35	5	(2)	ウ			脱水ケーキの全量再生利用の確認方法	再生利用の確認方法について、脱水ケーキ発生量と売却先受入量とは、換算した乾燥重量が必ずしも一致するとは限らず、多少の誤差があるかと思われます。誤差が生じた場合は判断をもって確認をお考えでしょうか、ご教示願います。 ※計量及び計測については、要求水準書(案)「5 (2) オ 脱水ケーキの再生利用における計量と計測」による。	汚泥量あるいは流入汚泥濃度等から算定した量を基としますが、合理的な理由があれば、ある程度の誤差が生じることはやむを得ないと考えます。
365	要求水準書 (案)	36	5	(2)	ウ	(イ)		非有価利用の確認	「・・・県企業庁が排出事業者としてマニフェストを発行する。」とありますが、発行事務業務については事業者にて代行するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	要求水準書 (案)	36	5	(2)	オ	(イ)			「脱水ケーキの重量と濃度」とありますが、脱水ケーキの”濃度”とは、含水率を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
367	要求水準書 (案)	36	5	(2)	オ			脱水ケーキの再生利用における計量及び計測	脱水ケーキの再生利用における計量及び計測について、現状の方法をご教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
368	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業の許可	「事業者は…平成23年9月末までに産業廃棄物処理業の許可を受けること」とありますが、事業運営開始が4月からであり、本事業の実施と処理業許可取得の関係について教示ください。	質問No. 18への回答をご参照ください。
369	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業の許可	許可を事業運営開始の平成23年4月1日では無く、平成23年9月末日とされた理由を御教示御願ひ致します。また、平成23年9月末迄に有価利用のみの場合、業の許可は不要にて事業運営を行えるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 18への回答をご参照ください。
370	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業の許可	産業廃棄物処理施設の仮受けをした後、処理業の許可無しに運転管理(9月末迄に取得)を行うことは廃掃法に問題無いとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 18への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
371	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業 の許可	廃掃法上の技術管理者の設置は必要でしょうか。設置が必要な場合、浄水場毎に技術管理者の設置・常駐は必要でしょうか。また、5浄水場の兼任は可能でしょうか。	技術管理者は必要です。複数の浄水場での兼任はできません。
372	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業 の許可	非有価利用する場合には、業の許可を取得するとありますが、本事業における施設の所有権が県企業庁であること及び事業者は県企業庁の責任のもと委託契約により脱水設備の運転管理及び脱水ケーキの再生利用を行うものと理解しております。その場合、いわゆる「自ら処理」にあたり、業の許可は不要ではないでしょうか。	非有価利用については、処分費が企業庁から事業者 に支払われるので、産業廃棄物処理業（中間処理 業）の許可が必要です。
373	要求水準書 (案)	36	5	(2)	カ			産業廃棄物処理業 の許可	豊橋南部浄水場は現在、屋外野積みであります。ケキヤード建設されるまで業の許可は取得出来ないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に必要な収集運搬業の許可は取得可能です。
374	要求水準書 (案) 添付資料	36						幸田浄水場 既設機器リスト	No.1 3 14のNo.1ろ液返送ポンプ No.2ろ液返送ポンプの更新年度が空欄ですが、「適宜更新」の理解で宜しいですか。	更新年度は平成26年度とします。入札説明書等で修正します。
375	要求水準書 (案) 添付資料	39						安城浄水場 既設機器リスト	No.22 23のNo.1水槽 高圧水供給装置の更新年度が空欄ですが、「適宜更新」の理解で宜しいですか。	更新年度は平成31年度とします。入札説明書等で修正します。
376	要求水準書 (案) 添付資料	42						豊橋浄水場 既設機器リスト	No.21. 22. 23の4号5号6号の各ベルトコンベヤは更新することになってはいますが、設置場所の制約から整備にての対応が望ましいと判断しますが如何でしょうか。	平成24年度と平成25年度に更新してください。
377	要求水準書 (案) 添付資料	43						豊橋浄水場 既設機器リスト	No.24 の機器用走行チェンブロックは1998年度に更新されていますが更新年度欄に2013年度と記載され2号脱水機と併せ更新することになってはいますが予定通りに更新をするのでしょうか。	予定どおり更新してください。
378	要求水準書 (案) 添付資料	45						豊川浄水場 既設機器リスト	No.17のケキホッパーは更新するのでしょうか。既設設備は現在使用されていません。	更新してください。なお、事業者が不要と判断した場合は、更新時期に撤去しても構いません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
379	要求水準書 (案) 添付資料	45					豊川浄水場 既設機器リスト	No.17のケーキホッパーを更新しない場合は、No.14の4号ケーキコンベヤは不要と判断しますが如何でしょうか。	質問No. 378への回答をご参照ください。
380	要求水準書 (案) 添付資料	45~46					豊川浄水場 既設機器リスト	No.19~24の更新年度欄が「維持」と記載されていますがどのように解釈すれば宜しいのでしょうか。	「維持」とは事業期間中に更新を行わず、維持管理を行うこととご解釈ください。
381	要求水準書 (案) 添付資料	48~51					各浄水場 既設排水処理設備 修繕履歴	備考欄の記載内容が抽象的で修繕内容が判断しづらいものもありますが、もっと詳細な修繕内容の提示は出来ないでしょうか。	現存する資料については、開示する予定です。
382	要求水準書 (案) 添付資料	48	別紙 9				既設排水処理設備 修繕履歴	記載以前の修繕がある場合は、全てを開示いただけるでしょうか。	現存する資料については、開示する予定です。
383	要求水準書 (案)	48					豊田浄水場 既設排水処理設備 修繕履歴	H17年度の修繕履歴が未記載ですが未整備と解釈するのでしょうか。	現存する修正履歴は、開示する予定です。
384	資料名無し						保険	事業者が掛けなければならない保険についてご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
385	資料名無し						配置人数	現在の各浄水場における予備員等を含む配置人数についてご教示願います。	豊川浄水場は1人、他の4浄水場は各2人です。
386	資料名無し						監視室の使用	現在使われている排水処理棟の監視室は、事業者が使用することはできるのでしょうか。	使用可能です。
387	資料名無し						ショベルローダー	豊川浄水場、豊橋浄水場とも、ケーキヤードにショベルローダーを置くスペースがございません。現在、ショベルローダーは業者がその都度持ってきているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	資料名無し						必要な費用	事業者が用いる車の駐車等、場内を使用するのに必要な費用はあるのでしょうか。	必要な費用はありません。